

第 4 日

1. 平成29年6月16日午前10時00分招集
2. 平成29年6月16日午前10時3分開議
3. 平成29年6月16日午後3時46分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 生山敬之 | 2番 森潤一郎 | 3番 蒲池恭一 |
| 4番 豊後力 | 5番 荒木政士 | 6番 松村慶次 |
| 7番 小山暁 | 8番 庄山忠文 | 9番 荒木拓馬 |
| 10番 池田龍之介 | 11番 杉村幸敏 | 12番 笹淵賢吾 |
| 13番 高巢泰廣 | 14番 杉本和彰 | |

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 北原望 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------------|-------------------|
| 町長 福原秀治 | 教育長 小出正泰 |
| 総務課長 上原真二 | 総合支所長兼住民課長 高木洋一郎 |
| 会計管理者 池本文雄 | まちづくり推進課長 高木浩昭 |
| 税務住民課長 石原康司 | 健康福祉課長 高岡悦雄 |
| 商工観光課長 前渕康彦 | 建設課長 中嶋光浩 |
| 農林振興課長 富下健次 | 学校教育課長 樋口哲男 |
| 社会教育課長 荒木和富 | 農業委員会事務局長 石原忠邦 |
| 町立病院事務部長 池田宝生 | 特別養護老人ホーム施設長 樋口幸広 |

12. 議事日程

追加日程第1 緊急質問

日程第1 承認第1号 専決処分の承認について

(和水町税条例の一部を改正する条例)

日程第2 承認第2号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認について
(和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例)
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認について
(平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認について
(平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))
- 日程第6 議案第24号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第25号 平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第26号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第27号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第28号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 同意第2号 和水町固定資産評価員の選任について
- 日程第12 報告第1号 平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第2号 平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第3号 平成28年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について
- 日程第15 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第16 閉会中の継続審査について
- 日程第17 閉会中の継続調査について(各委員会)
- 追加日程第2 議案第29号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

開議 午前10時03分

○議長(杉本和彰君) 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ふれあい会館天井改修工事について、蒲池恭一君から緊急質問の申し出があります。

蒲池恭一君のふれあい会館天井改修工事についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

蒲池恭一君のふれあい会館天井改修工事についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(「議長」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 緊急質問は、いいと思いますけれども、本当にこれは私の思いですけど、認識ですけどですね、緊急質問というのは、災害等。ふれあい会館が災害なんでしょうか。災害にあったから改修工事はしたんですけどですね。こういうことで緊急質問を受け付けていた

ら、一般質問とか、そういう意味合いがなくなるんじゃないですか。

たまたま今定例会、定例会というのは、ある程度の関連質問は許されておりますよね。

今定例会には、一般会計補正予算（第1号）、その中で社会教育費も含まれております。だから、そこところで質問されたほうがいいんじゃないかと私は思います。これは、あくまでも私の思いですけどですね。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時7分

再開 午前10時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局長 北原 望君

○議会事務局長（北原 望君） ただいま池田議員から緊急質問について御質問がございましたので、お答えいたします。

和水町議会会議規則第62条「質問が緊急を要するとき、その他、真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は討論を用いないで議会に図らなければならない」ということに会議規則はなっております。

また、議員必携の152ページに「緊急質問」という項目がございます。で、「質問の時期」ということで、「緊急質問を行うことができるのは、質問が緊急を要するとき、その他、真にやむを得ないと認められ、しかも議会が、その質問を行うことに同意したときに限られる」ということになっております。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今の説明で、よくわかりましたけれども、この緊急質問、一般質問をされた議題とですね、事件と同じやつが緊急質問と出されておりましたので、一応聞いた次第です。

○3番（蒲池恭一君） 議長、これは受けなんですか、これを。

○10番（池田龍之介君） 質疑はよかつよ。

○3番（蒲池恭一君） 質疑はいいとですか。

○10番（池田龍之介君） 討論はでけん。

○3番（蒲池恭一君） 質疑は大丈夫なんですか。

○10番（池田龍之介君） はい。

○3番（蒲池恭一君） すみませんでした。質疑はいいんですね。

○10番（池田龍之介君） なんでん質疑はよかつよ。

○3番（蒲池恭一君） この場合ですか。

- 10番（池田龍之介君） 質疑はなんでんよかて。
- 3番（蒲池恭一君） 採決の前に。
- 10番（池田龍之介君） 何のときてちゃ、質疑だけはね。
- 3番（蒲池恭一君） そうですか、議会事務局長。「討論はもちいない」とはなってますけど、質疑はいいのか。
- 10番（池田龍之介君） 質疑までは書いてなくて、質疑はしていいんだから。
- 議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

- 議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この採決は、起立によって行います。

蒲池恭一君の「ふれあい会館天井改修工事について」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、蒲池恭一君の「ふれあい会館天井改修工事について」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。

追加日程第1 緊急質問

- 議長（杉本和彰君） 蒲池恭一君の発言を許します。質問時間は、執行部答弁を含め60分以内とします。

3番 蒲池恭一君

- 3番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましておはようございます。

3番議員の蒲池でございます。事前に通告しておりました緊急質問をさせていただきます。

また、緊急質問に賛同していただいた議員の皆さん、誠にありがとうございます。

また、賛成されなかった議員さんは、これは緊急と思われないのか。また、こういう事態をどのように捉えているのか不思議でなりません。そういうことを踏まえながらですね、質問させていただきます。

一般質問でもさせていただきましたけれども、はっきりした答弁がありません。そして、今回議案第29号で、まさに緊急を有する事案であり、また、そういう事件が起こったことについて、後ほどですけれども、町長と教育長の減給の条例案も提出されております。そのような和水町にとって緊急を要する事案だと思い、緊急質問をさせていただきます。

まず、ふれあい館会館天井改修工事について質問の要旨は、ふれあい会館天井改修工事の設計変更後の金額2,592万5,000円が妥当な工事内容、そして金額であるのかどうかを検証するための

第三者を入れた調査が必要と考えるが、町長としての考えを伺いたいと思います。

あとは質問席にて質問させていただきます。どうぞ明快なる御答弁をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） おはようございます。蒲池議員の御質問にお答えを申し上げます。

ふれあい会館の天井改修工事の金額2,592万5,000円について、妥当な工事内容、金額であるかどうかということの検証、調査をどう考えるかと、必要をどう考えるかということでございます。

基本といたしましては、町が指定した業者による設計であり、工事であり、信義則に基づきまして、妥当であると判定しなきゃいけないのが基本であろうかと思えます。

ただし、今回につきましては、大幅な改修内容の変更である。それから、当初の議会での説明内容と、かなりの変更があっているということでございます。

基本的には、第三者をどうするか、それから期間がどうなのか等々につきましてですね、前向きとして対応するということに対しまして、前向きとして検討をさせていただきます。これは決して、やらないということではありませんで、どういう具合にしたらできるかということを含めましてですね、前向きの検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今の答弁を最終的に想察してみますと、前向きということだから、前向きじゃないときもあるかもしれないということですか。するんですか、しないんですか、つくるんですか、つくらないんですか、はっきりお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 第三者を入れた調査ということでございますので、これは対応をしなくちゃいかんというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） なぜこのようなことが起こったんでしょうか。なぜ。町長減額、条例改正の中で給与の削減10分の3、10分の2、2カ月間という、なぜこのようなことが起こったんでしょうか、何が足りないんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 提案理由でも後ほど申し述べますけれども、1に当初議会に対しまして、説明を申し上げておった工事内容、それから変更したいという内容、これにつきましてですね、私が議会に対する報告、あるいは必要によっては協議の手続きを怠ったこと、これが一番大きな原因だと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長のコンプライアンスのなさが、これを招いたんじゃないかと僕は思うんですよ、行政の経験のなさ、そして、コンプライアンスのなさがですね、まさに、この案件を生んでしまった。

そんな中でですよ、工事の内容もここに入っていますけど、工事の内容についても、ちゃんとした検証をされるつもりなのか。また、これを出すための金額は誰が出すのか、ひとまず一つからいきましょう。工事の内容の検証も、しっかりとされるつもりでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 工事の内容につきましては、工事をいたした業者も含めましてですね、再度新たな認識を得たいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 新たな認識というは何ですかね、するのかもしれないのか、僕はどっちなかで答えていただきたい。工事の内容についても、ちゃんとした検証をされるのかということをお聞きしているので、イエスかノーかで、お答えいただければ助かりますけれども、含みを持った言い方をされればですよ、どちらにも取れるんで、今日はですね、スパッと答えていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ここは工事の内容等々につきましてはですね、請け負った業者の方をはじめですね、説明を聞きながら、再度認識をいたしたいというふうに思います。

○3番（蒲池恭一君） 検証するということですね。

○町長（福原秀治君） はい。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 認識を新たにという言葉じゃなくて、検証するかもしれないかで答えてほしいんで、もう一度お願いします。検証するんですか、しないんですか。すると答えていただければ、それで終わりなんですよ、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 工事内容につきましてはですね、再度説明も受けたい、それから、その説明が間違っていないかの、これは検証というのはですね、なかなか業者さんの部分、我々が及ばないというところもありますので、ここは検証というよりも、あくまでも認識という言葉を使

わせていただきたいと思います。それが検証に当たるのではないかというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 2,500万ものですよ、2,600万近くのお金をですよ、町民の大事なお金を一般財源ですよ、これ。それをですよ、果たして本当に工事内容がいいのか、金額はどうかで、調べるのは当たり前じゃないですか。町民目線で考えてみてくださいよ、検証するべきでしょう、勝手に工事を変更してるんですよ。それが妥当であったら、我々もそれで納得しますよ。私は、間違っているんだと言ってるんじゃないんですよ。この手続きのまずさ、結果的に違う工事になっていることに関して、この2,592万5,000円が妥当であったのか、なかったのかをですよ、それが町民の方々が一番知りたいことじゃないですか。それが果たして金額であったり、内容が、それを本当にせんといかんやったんやろうかと、足場を全部組まんといかんだったのかとか、そういう検証をしましょうというだから、それが何が間違っているんですか。検証しましょうよ、検証。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そういう意味では、今回の対応ということで検証にも当たろうかというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） それとですね、先ほどの私の1回目の質問の中で「大幅に」とありますけれども、これ大幅なんですか。全然、3月の一般質問の中では、これ別の事業になっているんじゃないかという指摘がありましたけれども、これは大幅な変更なんでしょうか、その認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ここにつきましては、大幅な変更ということは、天井を張り替えから補強ということに変更しておりますので、そういう意味で大幅な変更と、いずれにしても天井の補強ということには違いないというふうに思いますので、そういう意味で大幅な変更ということを使わせていただきました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 社会教育課長、今の答弁の中で「補強」とありましたけれども、天井の張り替えが補強なのか、何か補強をされたんですか、お伺いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

全体的にビスとかが緩んでいたものについては、そういうところを締め直したりとか、そういう補強がしてあります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 軽量鉄骨に変えれば、何も問題なかったんじゃないですか、それはですよ。そうだからしたんですかね。その中のほうのダクトあたりの補強は、いちばん最初の我々に説明された中に入っていましたよね。ちょっと確認です。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 入っておりました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ということは、軽量鉄骨に変えなかったことと、結露の部分が新たに出てきた工事なんのでしょうか。もう一度ちょっと確認したいんですけど、結露の部分がもとだということで、そこを変えられて756平米でしたかね、最初は、726.6平米が150平米の変更になっていますよね。そのこのところでは、全体的に、これをですよ、それがもとだと言われてますけれども、そのこの工事変更に至ったところもですね、しっかり検証していただきたいから、私言ってますけれども、私が思うにですね、この工事の変更は、労務費の増加と資材の高騰と廃棄物処理の高騰などがもとになって、これが変更になったんじゃないかなと思うわけですよ。

しかし、先日の私の一般質問の中では、「結露によることが一番の原因だ」と言われて、それをしたと、それは166万ですので、はっきり言えば、2,900万の工事費の中で、あと166万足せばいいんじゃないかなと僕は思うんですけども、それがなされなくて、軽量鉄骨に変更されなくて違う工事になっているということですけども、そのこのところを、ちょっと認識どうなんでしょうか、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一部天井材が落下したものが、結露による原因となりましたので、その原因をもとから絶たなければ、全面天井を張り替えたといたしましても、また同じことが繰り返されるということで、ダクト、リターンダクト空調設備のほうの結露防止のほうに工事の内容を変更しております。

そしてまた、照明器具についても、照明器具の取り付け補強や破損箇所についての取り換え等が必要であると判断をいたしましたので、その照明器具等についても修理・補強をいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） あくまでも私は、これに対するですね、調査内容について、私は質問させてもらっています。そういうことも入れてもらいたいということで質問していますので、趣旨

からは、議長、離れてないと思いますので、質問させていただきたいと思います。

私が思いますにですね、それは軽量鉄骨に変えた場合は、照明器具はどうされる計画だったんですか。

(「軽量ボードですね。」と呼ぶものあり)

○3番(蒲池恭一君) すみません、御指摘ありがとうございます。

軽量ボードに変更した場合ですね。電気工事はどうだったのか、わざわざそれをするために、お金がかかるんですけど、それも含めてどうなのかですよ。

○議長(杉本和彰君)

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長(荒木和富君) 軽量ボードに替える場合も、電気が21個あるんですが、そちらのほうについても、工事費の中に入っております。それが変更になってからは、その数が21個から7個に変更して、そこには、ゆれ防止のために補強の措置がしてあります。

○議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) そういうところも変わった経緯もですね、しっかりこれには検証するべきだろうと思います。

また、住民監査請求が出るか出ないかという話も出ますし、これはですね、町長、検証するというので、先ほど納得していただいたので、検証されるものと思いますので、そういう工事内容、そして、設計委託料も含めてですね、それが本当に妥当だったのか、これがまさに町民の皆さん方に対する我々の責務ではないかと思えますけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 明らかにするということは、私の責務であるというふうに思います。

○議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 本当にですね、先ほど、私が緊急質問の提案の議長が言われた間に、これは緊急質問じゃないんじゃないのかということも、御指摘いただきましたけれども、まさにこれが緊急質問じゃなくて、何なのでしょう。我々は町民から負託をいただいて、この場で発言させていただいています。

工事が、大幅じゃなくて変更になっている、この案件をしっかりと調査をして、そして、その金額が妥当であれば、私たちは何もないんじゃないですか。そういうことを町民の皆さん方に、お知らせすることが、我々の議員としての責務だと思いますけれども、先ほど立たなかった皆さん方が、どのように考えるのか、不思議でなりませんけれども。町長もう一つだけ言いますけれども、これをですね、しっかりとした調査をされなければ、僕は100条委員会を設置しなければいけないと思います。そこも含めてですね、ちゃんとした検証をするということを今一度お約束いただきたいと思えますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 対応をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 本当にですね、大事な緊急の質問だと思いますけれども、これはですね、我々は町民の皆さん方に、是は是、非は非と言いながらですよ、この場に立たせてもらっています。座らせてもらっています。

それがですね、あたかもですよ、与党だ野党じゃなくてですね、この問題は議員全部でですね、調査をしてすべきだろうと思い緊急質問をさせていただきました。ちゃんとした検証がなされることを御期待し、私の緊急質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、蒲池議員の緊急質問を終わります。

日程第1 承認第1号 専決処分の承認について

（和水町税条例の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この専決処分について質問をいたしますが、提案理由の中で地方税の改正ということで、国会で行われて、文言の変更とか、消費税が10%じゃなくて8%ということで戻すということ。あるいは軽自動車税の2年間の延期ということで、そういったものが、この専決処分の中で含まれているということでしたが、この提案の中で町民負担というのは、あるのかどうか、増加するのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） ただいまの笹渕議員の御質問のほうにお答えいたします。

この条例改正は、提案理由で示したとおり、国のほうの法律の改正に伴う改正がほとんどになります。これは、実は平成26年の6月に、ここで承認いただいた改正内容と、ほぼ同じとなりまして、その分が、平成31年の10月まで消費税が延びましたので、同じ内容で、また改正をしております。ほぼですね。それに伴いますので、増税という部分、減税という部分は、平成26年度からは変わっておりません。

ただ、御説明したグリーン化特例に関しましては、減税の部分が3年間延長されるということで御説明をしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の答弁で、減税の部分が今回入っているということで、増税にはなっていないというふうな理解でよろしいでしょうかね。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） はい、そのとおりで、基本的には減税といたしますか、措置が延びたということで御理解いただければ大丈夫と思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号、専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第2 承認第2号 専決処分の承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第2、承認第2号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号、専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第3 承認第3号 専決処分の承認について

(和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(杉本和彰君) 日程第3、承認第3号「専決処分の承認について(和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) この専決処分についても、国の法律が改正されたということで、特に4月から市町村がデイサービス関係で、センター関係で実施することになったという提案理由の説明がありました。

中身を見てみますと、町のデイサービスセンターを利用することができる者というのが、介護保険法に基づいて認定を受けた要支援者、それから要介護者と、認定された者ということで、これまで介護保険法の中で実施されてきたということですが、これに加えて、今後は4月からですね、今、実施されていると思いますが、「和水町介護予防の日常生活支援総合事業で対象者と認定された者とする」ということで、これは要支援にも要介護の中にも入っていないという方だというふうに理解しますが、そういった方に、これまでは10%の利用料という形で500円ほどですね、あとの別表で見てみますと500円ほどと、ところが、今回の国の改正によって利用料が1割から2割というふうに改めるということで、今回提案がなされていますが、そういうふうないきさつというか内容で理解してよろしいんですかね。

○議長(杉本和彰君)

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長(樋口幸広君) 今、笹渕議員がおっしゃられたとおりですね、介護保険制度の改正に伴って、今回ですね、1割の部分が2割、それと総合事業、これも介護保険制度の改正に伴う中で、今回3月21日に町の総合事業が公布されましたので、それに合わせた形で実施しております。

○議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) そうしますと、国の法改正によって、この地方自治体に住む住民のこういったサービスを受けることがですね、利用料で、これまで500円だったものが1割利用料としては、通所型のサービス1で1,371円、それから通所型のサービス2で2,701円ということで、そのあと食費、入浴料ということで、1食あたり400円、1回につき100円ということになって、利用料2割の場合はですね、2,634円と、それから2の場合が、5,402円ということで、大幅にアップするわけですね。

ですから、これを見ますと、結局、要支援、要介護というふうに認定されていない方のサービスがですね、これだけ負担が増えるということになりますと、そういう方はですね、こういうサービスは利用しなくなるというふうになるんじゃないかと思うんですね、そういう面で、どう

いうふうになるのか、4月実施後、どういうふうになっているのか、そういうふうなことがわかかっていれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長（樋口幸広君） 今回のですね、条例改正に基づく総合事業の開始というのは、町の事業の総合事業の部分についてを町のほうから、うちの事業者ということで、デイサービスのほうが委託を受けて開始をしているものでございます。今回のやつというのは、基本的に通所介護、デイサービスというのは、町内にも他にも事業所がございまして、その町の定められた金額等でですね、委託をうけて実施をするという形で4月からやっております。

先ほど言われた内容の受け皿あたりのところについては、所管をされるところで答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） まず、笹渕議員のほうで、「要支援1とか2とか受けてない方は受けられない」ということを言われましたが、この総合事業といいますのは、チェックリストといまして、認定がなくても、通所介護、訪問介護、そういったのは利用ができます。

それから、こちらの緩和型、特老の条例を見ても、緩和型と書いてあります。この緩和型というのが、総合事業といまして、現行の今までのデイサービスを受けていたならばですね、本来は1,637円かかるんですが、その8割、8掛けが1,317円ということで、2割ほど安くなっております。総合事業というのが、要するに、要支援1、2の通所介護、訪問介護に限った改正でございますし、これまで同様にですね、要支援1、2で受けている方は、もちろんできますが、デイサービスでも、例えば、訪問サービスとかいろいろあります。そちらでは、やはり認知症とか、身体介護が必要な方は、どうしても認定が必要ですが、このデイサービスにつきまして、要支援1、2の認定がなくても利用は可能となります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 総合事業そのものが、今回の介護予防、日常生活支援総合事業ということで変化してきている部分だと思うんですね。今、答弁のあったとおりだというふうに、私も思うんですが、ただ、そうしましたとしても、法改正によって利用者の負担が増えてきているということは間違いないと思うんですね。そういうふうにならざるを得ないわけですね、この金額を見ましても、今までは500円の利用率ということでよかったわけでしょう。ですから、利用率の。そういうふうにならざるを得ない私、理解しているので、間違っているのかもしれませんが、もし負担がですね、町民に増えるということであれば、私は反対しなければなりません、そこらへんはですね、負担が増えるのかどうかも含めて、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） この総合事業の改正と申すのは、負担が増えるというよりも、逆に緩和型で下がっているということです。これは、ちょっと介護保険とあれの、何かちょっと混同されているかなと思いますが、逆に下がっております。緩和型にしまして、利用者の方にとってはですね。500円というのは、ちょっとわかりませんが。ただ、社協でやっているのは、一律500円というのをやっております、通所の方ですね。こちらは変わっておりません。ただ、月2回を3回に増やしたりという、逆にサービスのほうが増えている現状でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号、専決処分の承認について（和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第4 承認第4号 専決処分の承認について

（平成28年度和水町一般会計補正予算（第9号））

○議長（杉本和彰君） 日程第4、承認第4号「専決処分の承認について（平成28年度和水町一般会計補正予算（第9号））」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号、専決処分の承認について（平成28年度和水町一般会計補正予算（第9号））は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第5 承認第5号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))

○議長(杉本和彰君) 日程第5、承認第5号「専決処分の承認について(平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 庄山忠文君

○8番(庄山忠文君) 8番、庄山です。この保険料の28年度においてですね、保険料のアップということで、これは上がりました。それによつての決算というような形になりますが、405万2,000円、これが足らなかったというお話でございます。この不足分、これは28年度ですが、29年度に向けての前倒しというような形になると思います。そういう点でですね、29年度現行でいかれても、医療費が28年度の中でいくなれば、再度不足するというような形になるかと思いません。これによつての対処方法、これはどういう形で今後はやられるのか、それが1点。

それと不足分の405万2,000円は、どうにかならなかったのかというようなことでございます。それは未納金、これは私は宙に覚えていませんが、約2,000万からあったと思います。2,700万円だった。これのですね、28年度の未納金が、28年度分ですね、未納金、これがどれぐらいあったのか。それが順当に入っているならば、不足分もよかったのかなと、その点どうなっているのか、その点を2点お尋ねしたいと思います。

○議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長(石原康司君) 庄山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目が、今回の繰上充用した分、405万2,000円というのが、平成29年度で取り戻すというかですね、そこはどんなふうに考えているかということで、一応、今405万2,000円ということで繰り上げていたしておりますが、今回、仮に3億円の収入がありましたら、税収として、1%を、ひとつは収納率を上げようということで、1%として300万程度と見込んでおります。

それともう1点は、今現在の基金のほうは65万ぐらい残っておりますので、最後に基金のほうの歳入のほうに29年度繰り入れまして、そこで60万程度は減るだろうと。

あとは、2番目の質問にもダブルと思いますが、実は滞納のほうは28年、繰り越しが1,000万ほど確定がしております。その1,000万のほうも例年では600万程度だったんですけど、その増えた分というのも今の御指摘があったように、税率を上げた分に関して同じような内容で、その分上がった分が滞納につながったかなと考えております。その滞納のほうの整理に関しましても、先日の全協で御説明したとおり、2,700万程度ありますので、その分の徴収率というのも上げていこうということで、今計画をしております。

もう一つ、2点目と重なるんですけども、この二つというのが、実は平成30年度都道府県化になりますので、果たして、それを赤字のまま都道府県化になるのかという御質問等もあると思いますので、お答えしたいと思いますが、平成29年度、28年度の繰上充用等の赤字というのは、

その分も県のほうが踏まえた上で、30年度の納付金として指示が出るだろうということで、今考えております。

それから、29年度赤字というのは、まずは滞納繰越分等の対応、それと基金のほうの取り崩し、それともう1点は、健康保健事業というので、保健師等が5年ほど事業を続けております。その中で医療費の抑制ということで、高額医療の方の割合をですね、少しでも減らせば、その分歳出のほうで10億程度医療費がかかっておりますが、その分の歳出のほうも抑えて、どうにか29年度は赤字というかですね、赤字、黒字がゼロということで税住のほうでは頑張っているということで御報告ということで、お願いしたいと思います。

あとは、都道府県化に向けて、いろいろなデータ、そういったものも国保運営審議会、それと議会のほう等にも報告しながら、とりあえず、平成30年度の都道府県化に向けて推進していくところです。以上で答弁のほうを終わります。

○議長（杉本和彰君）

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） とにかくですね、未納金、これが非常に大きいと私は思っております。その分に対してですね、今後これをゼロという数字に合わせるならば、これをですね、やっぱり未納分の、これをどう取るかということになるかと思えます。

それと、今課長がおっしゃられたように高額医療の抑えというようなこと。しかし、金はこちらにあるわけですね、未納金という。いろんな状態はあるかと思えます。その他、ほかの税収も一緒ですが、これをですね、うやむやにしておけば非常にまた、この税率のアップということにもつながっていきますので、今後1年間の中でも、このゼロ出発に戻すような形で努力をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 滞納の整理につきましては、研修等を受けながら、今以上にですね、収納率を上げて、少しでも減らしていこうと頑張っていきます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池です。今の質問の中の関連して質問したいと思えます。

今年、例年600万からの滞納が1,000万に増えたと、私自身もですね、承認した立場で、町民の方々が「高くなったね」って常々言われます。その中で公平性を保つためにも、やっぱり払ってもらうことがですね、我々の責務だと思っております。

そんな中で、その1,000万のうち何件なのかということと、全然話にもならないとか、そういうことに関しては、どうなんですかね。

それとですね、もう一つ大事なことは、先ほど税務住民課長の答弁の中で、やっぱり重症化予防すること、いろいろやっぱり健診を受けていただいて、そして、それに対する重症化予防することが健康福祉課の中でも、しっかり巡回させていただいてます。そういうことをですね、やっ

ぱり今後更にすることが、課を越えたところで連携することがですね、そういう医療費の削減につながるかと思しますので、そのことを健康福祉課長並びに税務住民課長、一言ずつそれに対しても、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 蒲池議員の質問で、まず1番のほうは滞納の中身のほうですけども、御指摘があったように、この前の全協で説明したとおり、234名程度が今のところ把握をしております。今回、繰り越した中も同じような方が名簿としては延べ数でありますので、全体では234名ぐらいをつかんでおります。その中で御指摘があったように、高額の方、それと少しずつでも払っていらっしゃる方、様々な内容がございますので、そのへんは収納係、今2名収納係が対応しておりますが、その2名で国保税に限らず、町民税、全ての税に関して滞納整理というか、中身を見ながら対応をしているところです。

それから、当然高額な方には、いろいろな支払い方法等もありますので、そのへんも加味した上で他の課にも連携を取りながらやっていきたいと思っております。

それと2番目の質問の重症化予防というのは、御指摘のとおり健康福祉課のほうの保健師のほうと連携をいたしまして、保健事業ということで国保のほうの主とはなっておりますが、その中で、いろいろな受診率のアップ、これは5年間続けて県内ではトップクラスになっておりますが、あとは重症化というのが第2番目のステップということで、今年からヘルスアップということで健康福祉課のほうと協力しながら取り組んでいるところです。

もう1点は、町立病院のほうにも新しい内科の先生がいらっしゃいましたので、今回、税住、それと健康福祉課の保健師と内科の先生との顔合わせ等をしながら、地域包括といひますか、町内で完結するような医療体制をとろうということで動いているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 蒲池議員の御指摘のとおり、税務住民課、それから健康福祉課、それから町立病院、重複になりますが、横の連携を更に強化し、重症化予防につなげ、医療費の抑制、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まさにですね、横の連携、そして社協さんたちにもですね、しっかり連携してもらってですね、重症化予防することが健康寿命を推進する我が町にとっても重要であると思ひます。

また、滞納される方におかれましてはですね、全然うちあわんという人に対してはですね、それなりのことをしていかなければいけないのかなと思ひますけれども、退職されて辞められて国保税に入られたときなんかは、極端に収入がないのに高いですよ。そういう方に関しては、

しっかり、やっぱり大変だろうとは思いますが、会話をしながらですね、少しでも払える範囲の中で徴収していただいて、そして町民の皆さん方、保険税がですね、払わんがよかとならないように、今後も努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 今、蒲池議員のほうからおっしゃったとおり、そういう対応で滞納整理のほうには力を入れていきたいと思えます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号、専決処分承認について（平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号））は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第24号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第24号「菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 3ページからですね、新旧対照表が載っております。その中で質問をいたしますけれども、6分の5ページ、カヌーの取り扱いですけれども、旧のほうにはカヌー持参1艇540円、新のほうには、カヌーの持参艇については載ってないようですけれども、それと下のテントのことを見ますとですね、テント及びターフ持参1張り540円が650円になっております。テント及びターフは新旧若干価格を上げて設定をしてありますけれども、何でカヌーの持ち

込みだけはですね、新のほうにはないのか。

それと、今までの実績でですね、カヌー艇を持参された方々は、利用者の大体何%にあたるのか、そここのところを説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 池田議員さんの御質問にお答えいたします。

持ち込みの料金が改正案ではなくなっているということでございますけれども、そちらにつきましては、これまでもカヌーを持ち込んで利用されている方がいらっしゃらないということで、また川はみんなのものということで、どこでもカヌーは乗れる環境がございますので、そこを把握することも難しいということで、今回省かさせていただきました。

2番目の御質問の持参されて利用される方が、これまでないとお聞きしておりますので、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 川は誰のものでもない、誰でも利用できるということを、それはそのとおりだと思いますけれども、もし仮にですね、カヌー艇を持ち込んでこられた方々が、そこで事故にあった場合の管理責任は誰がするんですか。当町のカヌー館を管理しているところがするわけでしょう。私は管理上、それは持ち込みカヌー艇であれ、料金は取っていいと思いますよ、そういうことを考えるなら。事故のことを考えてみらんですか。カヌー艇を持ち込んだ方が事故にあわれたら、事故の責任はとらないわけですか、管理上の責任は。どうですか、そこを答えてくださいよ。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） お答えいたします。カヌー館の設置及び管理に関する条例の管理する部分についての事故等については、当然責任が伴うというふうに思っております。

今回持ち込んだカヌーが、川の中での事故となりますと、それは条例の中にうたっていれば、当然管理上の責任が出てくると思うんですけれども、そこを外させていただいておりますので、川での責任の所在といったものがどうなるかといったものは、道義上、江田川の近くのカヌー館の周辺で起こる事故というのが想定できるかと思うんですけれども、道義的な責任は出てくるかと思いますが、管理上はなかなか難しくなるのではないかと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それじゃあですね、カヌーを持参された方々にですね、カヌー館の我が町のカヌー館のカヌーを利用される方は、利用どうのこうのという指導、説明はされると思いますけれども、持参された方々に対しては、そういうことも何もせんわけですね。指導も説明もしないわけですよ、言うなら。ということは最初から責任を放棄しとるわけですよ。江田川、

菊池川、管理するのは1級河川から100メートル、上流までは国交省ですよ、それ以降、支流については県、もしくは町が管理上の責任はあります。もし仮にですよ、これが江田川上流にいかれて事故をした場合、町が管轄する範囲内で事故があった場合はですよ、町の管理責任になるんですよ。そういう範囲も広げたところですね、私は考えていけないといけないんじゃないかと思えますよ。じゃあ、テントも持ち込まれた方々は無料でしょう。テントを持ち込まれた方々から料金を取られる理由はなんですか。

もうこれが3回目ですのですよね、もう少し言いますけれども、私は、やはりカヌー艇を持ち込まれた方々にもですね、指導、説明をするべきだろうと思えますよ。

そして、ちゃんとやっぱり管理責任もありますよという意思表示は見せるべきですよ。課長も道義上どうのこうのと言われてる、道義上を考えたらですね、絶対町はたたかれますよ。条例にうたっていないから知りませんで、それが道義上とおりますか。どうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 池田議員様御指摘のとおり、川の管理につきましては、それぞれの川の管轄のところが責任が出てくるとは考えます。

テントの持ち込みにつきましては、新条例案でも少し料金のほうを改定させていただきまして、上げておりますけれども、そちらのほうの条例の料金を取ることでございますが、菊水カヌー館のキャンプ場としての場所代という形になるかと思えます。

また、目の前の江田川から持ち込んだカヌーを乗られるという方が出られる方に対しても、指導していくべきではないかということでございます。このあたりにつきましては、指定管理者のほうに管理のほうをお任せしておりますので、指定管理者も、そういった持ち込みのカヌーのお客様については目配り、気配りを当然一般のカヌー館のカヌーをお貸しする中で、目配り、気配りをしておりますので、その中でのあわせ目配り、気配りになるのかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後です。ただいま池田議員のほうから安全性について御指摘がありました。

私はですね、カヌーの持ち込み、これは使用者が全責任を負うという形で通常はやられるものだと私は思っております。

2点だけお願いします。カヌー艇の船舶検査、これは船であれば船舶検査といたしますが、カヌー艇についてのそういった検査ですね、1人乗り、2人乗り、3人乗り、4人乗りありますが、これはどうなっているのか。

それから、持ち込まれる方というのはカヌーに精通した方がほとんどだろうというふうに思います。ライフジャケット、これは義務でございますので、必ず着用をしてなされているというふうに思います。1点だけ、お願いがあるのは、やっぱりカヌー艇のそういった船着き場ですね、

船着き場というとおかしいんですが、カヌーの乗り降りをする所に、やはり注意を掲げる看板をですね、掲げることによって一つの指導という形がとれるんじゃないかというふうに思います。必ず子どもさんについては、保護者同乗、それから、もしくは並走してカヌーをこぐとか、ライフジャケットは必ず必要ですよとか、これはほとんど御存じだろうというふうに思います。そういう方々でもですね、やっぱり安全を担保するためには、町としての責任義務もあろうかと思えますので、ぜひそういったキャンプに来られた方々にはですね、そういった注意事項を書いたパンフを配るように早急に使っていただきたいというふうに思います。

船舶についてはですね、そういったことが法令で定めてありますので、免許が必要になりますので、大丈夫だと思いますけれども、カヌーの場合は、そういった免許はないというふうに思います。ですから、やっぱりそういうところは、細心の注意をしていただくというのが町としての責務だろうというふうに思います。

それから、関連して、これはアウトドア交流の拠点として位置づけということで、滞在型観光レクリエーション、私は、よく言います。子どもの遊戯場をつくってほしいということで、こういう考えがあれば、滞在型ですので、子どもたちが楽しく過ごせるような施設も必要じゃないかなと思いましたので、その2点だけ答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 豊後議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、船舶検査のようにカヌーについても検査が必要ではないかということでございますが、こちらにつきましては、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので、調べまして後ほどまた御回答させていただきたいと思えます。

それから、川を使ったレジャーとなりますので、当然ながら一番に安全性を確保しなければならないと考えております。豊後議員御指摘のとおり、注意書き等の看板等の設置というのは、当然そこを利用してレジャーを提供するものとして必要なことではないかと考えます。

現在、立て看板等もいくつかはあったかと思うんですけれども、再度確認をして、なければ付けたかといった措置をとってまいりたいと考えております。

次に、遊技場、子どもたちの遊び場がいるのではないかということでございますけれども、現在芝生広場、広い所でのびのびとテントを張られて、子どもたちはボールを持ってきて、それで遊んだりとか、バドミントンをされたりとか。また、ちょっとした斜面がございますので、そこで草スキーなどもされております。

また、小さなお子様につきましては、チャプチャプ池というのがロマン館の下にございまして、そちらの小さな池で噴水遊びをされたりとかも、よく目にしているところでございます。遊具の設備のことを少しおっしゃっているのかなと思えますが、それについての計画は、今のところはないような状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 遊戯には、こだわってはおりませんが、子どもたちがですね、私ちょこちょこ見ますと、川の縁にですね、よく小さい子ども連れで2人ぐらいで遊んでいると、やっぱりコケます。親御さんはですね、やっぱりテントの中で、おいしいものを飲まれている場合もあるんですね、そういうところもやっぱり注意は必要だろうというふうに思います。

遊具についてはですね、ウォータージェットなんかは、あそこに水が吹き出ているので、あれをうまいとこ利用してですよ、そんなにどんどん出さずに滑り台に水が流れるようなことでやれば、もっと水辺公園としての位置ができるんじゃないかなと、これは提案でございます。回答はいりませんので、御検討ください。終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 11番です。同じくですね、カヌー館について質問いたしますが、現在、カヌー艇は何艇あるのか、そこらへんを1点質問いたします。1人乗り、2人乗りあるかと思えます。

それから2点目は、監督責任の問題がありました。私も、やっぱりこの件については、本当に町の責任になれば大変なことになります。何年か前に、前淵町長の時だったと思いますが、死亡事故がよその方が、皆さん御存じだと思いますが、大変なTV、いろいろマスメディアでもありました。なんかこれは私はわかりませんが、人吉のそういう所もありますが、そういうのは保険はなかつかな、保険。

それと、私もこの遊具関係については、2回ぐらいここで質問をしました。なかなか町長が決断ができなくて、できない、前向きに検討するという、前向きの検討は検討じゃなくて、私は思っております。

豊後議員も今、出ました。私も言いました。ほかにも言われた方がおられます。簡単にでいいんですよ。ブランコならブランコ、滑り台なら滑り台、休みの日だけ、日曜日だけ遊びに行こうかなと、そして、草スキーもあります。草スキーもさせました。そういうことで、豊後議員は、お孫さんがおりますから、そういう発想があった。私も孫はおります。あんずの丘に行きます。あんずの丘に行きますと、金のかかっていない遊具がいっぱいございます。そこに、ぜひ見に行って検討をしてくれという話もしました。江田川には、よければ、あそこがキャンプをして、魚釣りでもできるような方法、そこらへんも提案ですが、やっぱりそういう川に馴染んで、事故は発生しないことは大事ですが、そういう魚釣りも子どもはとて好んでおりますので、そこらへんについて、前淵課長もやる気満々のようですから、ひとつこれはやっぱりですね、そぎゃん太か金をかけんでよかです。遊具場とか、ブランコ、滑り台ぐらい、そこらへんについて見解をお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。まず、カヌー艇が何艇あるかということでございますけれども、正確には、ちょっと資料を準備いたしますので、後ほ

どお答えしたいと思いますが、大体1人乗り艇、2人乗り艇、カナディアン、全部で20艇ぐらいはあるかと考えております。全部で20艇。正確には、後ほどお答え申し上げます。

それから、安全性につきましては、過去に事故のほうも起きておりますし、指定管理者と共にこれは安全性を徹底して求めていかなければならないと思っております。引き続き指定管理者と共に、このあたりは。

(「そういう保険はないんですか。」と呼ぶものあり)

○商工観光課長(前瀨康彦君) 保険につきましてはございますので、指定管理者のほうでかけていると記憶しております。

また、遊具につきましては、これまでも前向きに検討するということでございますけれども、いろんな菊水カヌー館のアウトドアの拠点化ということで現在進めておりまして、その中で、やはり優先順位をつけながら遊具の整備、それから子どもたちがいかにして楽しく遊べるのかなといった環境づくり等は検討していかなければならないと思いますが、今のところ具体的ななというのがないような状況でございます。

また、魚釣りのお話も出ましたけれども、当然江田川には魚釣りを楽しんで来られるお客様も多数見受けられますので、漁協さんとの兼ね合いがあるかもしれませんが、魚釣りのメッカにもなるような形で利用していただければなと思っております。以上でございます。

○議長(杉本和彰君)

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) 前向きな検討を十分重ねてもらいたいと思います。

それから、前瀨課長は子どもさんはだいぶ大きいからPTA会長も今しておられますが、あんずの丘に行かれたことありますでしょう。どういう感想ですか。

○議長(杉本和彰君)

商工観光課長 前瀨康彦君

○商工観光課長(前瀨康彦君) やはり子どもたちが大好きな長い滑り台が大好きだったと思っております。料金も安く遊べますので、非常にいい場所だと思っております。以上です。

○議長(杉本和彰君)

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) 今回は、キャンプ場を入れるということで、これは賛成しますが、これは全面的に賛成をしていきます。やっぱりですね、この際、あそこが本当に活性化をして子ども声が聞こえるような子どもの声が一番だと思います。そこらへんをやっぱり本当に真剣に考えてもらって前向きに取り組んでいただきたいと思います。町長の見解を一言。

○議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 今回のカヌー館、大規模ではありませんけれども、リニューアルも含めましてですね、踏み出しの第一弾だというふうにとらまえていただければと思います。

それから、先ほどから出ておりました遊具等々の設置につきましても、安全性の兼ね合い、あ

るいは、これは今予定の段階ですけれども、カヌー館にどういう業者さんが入ってくるのか、そのへんも考慮といたしますか、検討の中に入れて、いつも検討検討と言うとですね、なかなか進まんというイメージかもしれませんが、いわゆる前向きの検討で申しあげましたように、このカヌー館の周辺の改修というのを第一弾ととらえていただければありがたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） キャンプ場の利用というかな、「車両場内駐車場1台当たり」と書いてありますけれども、「650円」と書いてありますが、キャンピングカーを指したところなのかというところですか。

そして、キャンピングカーだったらですね、今電気関係もコンセントを付けるとかですね、水が取れるような施設というか、そういうのが今どこもあると思いますけれども、そういうところまで考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 荒木議員さんの御質問にお答えいたします。車両場内駐車ということでございますけれども、これはキャンピングカーはもちろんのこと、一般のお車のほうを止められた場合も同じ料金をいただきたいと思っております。またいただいております。

ごらんのとおり江田川の水辺のキャンプ場は、電気コンセント、それから給水設備は特には用意してございませんので、車を場内に止めたからといって、そこでそのまま使えるという状況には今のところございません。ただ給水ポイントにつきましては、真ん中ほどにあるあずまの横に1カ所水飲み場がございます。それから、カヌー館、艇庫の横にトイレと、それから洗い場、水飲み場を設けております。

なお、今回は車中泊の実証事業も総務省の委託を受けてやるものがございまして、そちらにつきましては、電気も使えるような実験場所をつくらうということで、場所的には指定管理者と協議したところでございますけれども、ロマン館の水のみ給水施設があるのは御存じでしょうか。ロマン館の入り口手前の水施設と、それから、ガスとかの施設があるんですけれども、その先に三角形の芝生広場がございまして、そこで2台分の駐車スペースをつくりまして車中泊の実証をやろうと思っております。そこには電気をつける予定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 最近はテントを張るよりも、やっぱりキャンピングカーのほう主流というか、そういうようなのが多いんじゃないかなというふうに思いますし、電気関係は、たまには発電機等を使いながらやっておられる方もおられますけれども、やかましいというか、あそこはあまり広くありませんので、特に隣に聞こえたりもするかと思いますので、やっぱり電気あた

りは必要なのかなというように思います。

それとですね、最近結局メッカというか、交流の拠点というようなことを考えるならばですね、若者も対象になるのではないかと思いますし、最近水で遊ぶというならウェイクボードといいですかですね、立ってこぎながらやるのも個人で持っておられる方もおられますしですね、そういうものが、もし持ち込まれた場合、駄目って言われるのか、また、どうぞと言われるのかというのか、また、こういうのも今からここにあったほうがいいのかなというように考えられるのか、そのへんをお伺いしておきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 議員御指摘のとおり、やはり若者も多数、今までも利用されておりまして、これからももっと若者の方が仲間に来たり、家族で来たりして楽しめる場所にしていかなければいけないと思います。ウェイクボードというお話がございましたけれども、ウェイクボードは、確かジェットスキーでボートを引っ張るといふふうに認識しているんですが、それは、多分菊池川の本流のほうで、いくつかの団体がやっていると思っておりますけれども、江田川のほうですと、それこそボードの上に乗って、あるいはしゃがんでこぐというスポーツがあるかと思ひまして、そちらのほうを議員さんもイメージされていたのかなと思います。このあたりの新しいスポーツ、レジャーにつきましては、やはり今指定管理をお願いしているところ、あるいは、これから公募をする予定の指定管理者の指定の中で、やはり若者が魅力的に思ってもらえるような仕組みづくり、サービスの提供といったものを考えていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 2ページの施行期日が30年の4月1日ということで、先ほど町長のほうから指定管理についての一部説明もありましたけれども、今後、今ロマン館が一括してあの一帯を指定管理ということでしていただいていますけれども、今後どのようにしていくつもりなのか、そのところ、今、案があればお聞きしたいと思います。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 蒲池議員の御質問にお答えいたします。

菊水カヌー館の指定管理者につきましては、平成30年の3月まで、現在の株式会社菊水ロマン館が指定管理をうけております。今回、菊水カヌー館をアウトドア交流の拠点として、さらに魅力あるものとして活性化策を図っていくために、やはり民間のノウハウのある方々も含めまして、あそこをどう活性化して利用していくのかといったものを提案を求めていきたいなという考えがございます。

つきましては、この条例改正がなされましたならば、速やかに指定管理者の公募につきまして内部協議を整え、その後、整いましたならば公募、選考といった手続きを進めてまいりたいと思っております。選定したあかつきには、当然ながら議会の御承認を賜りたいと御協議をお願い

したいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 和水町、和水江田川カヌーキャンプ場ですかね、今度の名称は、問題ないと思いますけれども、ロマン館をはじめ、肥後民家村も総合的に考えてですね、今後やっぱり、どうやって民間の意見を取り入れて、これを町の活性化につながっていくのか、そういう構想ができたときですね、また新たに指定管理をする前に議会にも報告いただければなど、一緒に考えていきたいと思っておりますので、そういうこともですね、またどこかで全員協議会の中でも説明いただければなと思います。

考え的には、僕は民間のすばらしいところを導入することは、何に関してでも、町が持っているいろんな施設に関して、僕はそのように考えますので、いいことだろうと思っておりますので、しっかり話し合いをしながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号、菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時16分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君） 杉村議員の質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 杉村議員から御質問をいただきました菊水カヌー館におけるカヌーの数でございます。

1人乗り艇が19艇、2人乗り艇が5艇、カナディアン3人乗りが2艇、4人乗りが1艇、合計の27艇でございます。失礼いたしました。

日程第7 議案第25号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第25号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 18ページをお願いいたします。

18ページの10款教育費の中の保健体育総務費の中の報償、それから報酬、報償費、それから15の工事請負費、さらに体育施設費の15の工事請負費、この説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） それでは、小山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、委員報酬でございますが、こちらは金栗四三翁生家等活用検討委員会仮称でございますが、そちらの報酬でございます。構成メンバーは、20名程度で議員の代表、代表区長さん、学識経験者、陸上関係者を予定しております。その会議を行います年4回を予定しております。その報酬でございます。

また、報償費40万でございますが、こちらは第34回、金栗四三マラソン大会のゲストランナーにお渡しする謝金でございます。今回はオリンピック、東京、メキシコ、ミュンヘン、3大会に出場され、そして金栗四三氏の指導をお受けになりました君原健二氏をお招きしたいと予定しております。その謝金でございます。

また、工事請負費50万8,000円でございますが、こちらは金栗四三生家の見学者駐車場の整地費用でございます。敷き砂利、それからロープ柵などを整備する費用でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま説明がありましたように、この保健体育総務費の中には、大河ドラマの関連の予算が、それぞれ計上されておまして、早速それに向けて取り組んでいただきたいと思います。その中で報酬につきましては、金栗マラソン、大河ドラマの検討委員会の委員さん方の報酬20名分、それから回数は年4回やるということでございます。

それから、報償費については、今ありましたように、ゲストランナー、君原健二選手を大河ドラマ決定記念マラソン大会のゲストランナーとして呼ぶという説明でございました。非常に素晴らしい君原選手を招待していただくということは、大変今度の大河ドラマと連動しますので大いに歓迎したいと思います。

それと一つ関連してお尋ねしますが、今度の記念大会に備えて、君原健二選手を招待するというところでございますが、新規企画として、今まで事務局のほうでも準備をされてきておったと思

いますが、20キロハーフのマラソンコース等々については、お考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、駐車場の整備につきましては、今説明を聞きましたので大体納得いたしました、面積はどのくらいあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 金栗四三マラソン大会の20キロコース検討についてでございますが、こちらも現在はコース10キロが最長でございます、十町方面のほうに上っております。それがコースでございますが、西光寺中林線、その改良が進み、そして生家のほうの整備等も終わりましたならば、生家のほうに回すような20キロコースを考えたいと事務局のほうでは考えております。

また、見学の駐車場でございますが、面積が388平米の地元住民の方から空いている土地を貸しますということでございましたので、お借りするようにしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいまの課長の答弁で、よく理解いたしました、特にマラソンコースの新規の20キロハーフのコースについては、今後西光寺中林線改良後に検討していきたいということでございます。

ぜひとも金栗先生のマラソン大会にふさわしいハーフマラソンをぜひともですね、今後設定していただくように要望しておきたいと思っております。特に玉名との連携あたりも、今後十分検討されまして、お願いをしたいと思います。

それから駐車場につきましては、388平米ということでございますが、ごくごくわずかな面積でございますが、しかし、これを交渉のテーブルに乗ったということだけでも、素晴らしいと思っております。ぜひとも地元の方々には、十分そのへんを理解していただいて、もちろん理解いただいた上での、これは予算化でございますが、今後とも、もしその周辺に可能なそういった用地があるならばですね、一緒になんとか対応できないか、そのことを含めて御検討いただきますよう、これは要望しております。以上でございます。答弁は要りません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ページ数で15ページです。観光費の中で、15の工事請負費、これは説明のときに、旧中原家の瓦工事というような説明であったかと思っておりますけれども、どのような工法というかされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。なぜかという、肥後民家村というのは、移築当時の姿で保存・管理していくのが当然じゃないかと思っておりますので、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。今回工事請負費に計上しておりますのは、中原家蔵の北側の部分でございます。現在も雨漏りがしておりまして、早急に改修する必要がございます。

こちらの部分につきましては、移築当初からの屋根瓦が載った状態で現在まできておりまして、瓦も割れて雨漏りがしている状況でございます。面積的には34平米ございまして、屋根板と瓦の間の粘土、赤土でございますが、赤土もほとんど落ちて機能していないという状況になっております。現状は瓦がただ載っている状態になっております。

そういったことから、全面的に北側部分につきましては修繕をしたいと考えておりまして、修繕予定箇所は棧瓦に変更し、長期的に長持ちするようにしたいと考えているところでございます。

なお、南側につきましては、既に修理済みでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それでは質問しますけれども、肥後民家村の民家ですね、それは観光課長として、移築当時のまま現存保存されていると思われませんか。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） お答えいたします。基本的には移築当時のまま保存活用していると考えております。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 私はですね、そうではないところがあると思います。それは、なぜかといいますと、旧緒方家、旧緒方家だけグレーチング柵のいけ込みがしてあつですね、排水のあれで。ほかの民家には、そのグレーチング柵がいけ込んでない移築当時のままの保存になっております。

それと、私、実際我が目で確かめないとあんまり言いたくなかったんですけども、その旧緒方家は、土間を生コン打設してあると話に聞きますけれども、この工事は、どこがしたのか。町がしたのか、それとも、今、旧緒方家に入っておられる方、事業者の負担でされたのか、もし事業者の負担でされていたとしても、その工事の許可は誰が出したのか、それをお答えください。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 旧緒方家に設置された生コンの打設、それからグレーチング柵でございますが、私の記憶するところ、町のほうで整備をしているかと思えます。

○10番（池田龍之介君） 議長、あと1回よか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 現状維持じゃないじゃないですか。そこだけなんでグレーチング柵を工事を町がしたんですか。それと土間を生コン打設したんですか。だいたい古民家を見に訪れる

方々は、その当時が、どういう状況であったのかというのを見るわけですよ。旧緒方家、生コン打設、そういう時期じゃなかったですよ、生コンを打設するような。

昔は、戸口を入ったら土間があったんですよ、土の土間が。そういう所を見に来て癒されるんですよ、都会の人たちとか、昔を思い出して古民家を見に来る人たちは。なんで町が、その工事をするわけですか、古民家じゃないじゃないですか。近代文明を取り入れた古民家ってありますか。そういう設立当時の趣旨じゃないはずですよ、肥後民家村というのは。

そういう歴史も何も知らないで進めるんですか。先人たちの思いをもう少し大切にしてくださいよ。

そして、グレーチングもですよ、半端に隠してあるけん見えるわけですよ、全部隠しなさいよ。あそこだけグレーチングが四角にあるですよ、誰でも不思議に思うんですよ、ほかの民家のところはしてなかつたところへ、あそこだけ何でしてある、特別にしてあるとしか思えんじゃないですか、誰の命令でしたんですか。町の工事なら、いつ工事をやって、その命令は誰が出したんですか、お答えください。

○議長（杉本和彰君） 池田龍之介君の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定によって、特に発言を許しました。

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） いつ誰が命令したのかということでございますけれども、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調べまして御報告申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 12ページです。総務課長の説明では、この一番上ですが、250万、これは久米野のコミュニティ助成事業ということでしたので、その内容について御答弁をお願いしたいと思います。

2点目、6ページ、地方債補正で空調設備関係いろいろありますが、ここらへんについて質問をしたいと思います。空調関係、学校のエアコンとわかっておりますが、ここで申し上げたいのは、この前の答弁では、教育長は「8月いっぱいには仕上げたい」と、この「8月いっぱい」という期限が私は遅いと思います。これは、おそらくそれよりも早くされると思いますが、8月いっぱいでは暑さは半分は過ぎますので、ここらへんの対応についてお伺いをしたいと思います。

それから、これは、この地方債補正についての財源といいますか、ここらへんは合併特例債を使われるのか、合併特例債の現在の残高は幾らあるのか。そして、合併したところに恩恵がある合併特例債ですので、今一度この特例債のメリット、そこらへんもあわせて御答弁をお願いします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの杉村議員の1点目の質問についてお答え申し上げます。コミュニティ助成事業の補助金250万円でございますが、こちらは久米野区自治会の

ほうで申請されました補助金でございます。

事業の内容でございますが、エアコン工事一式、それからLED照明工事、これは公民館の整備でございます。そのほかにですね、地域で活用されます、チェーンソーや、ポールソー、パワーブローアー、ダイニングボード等、自治会で活用される物品等の購入の費用になっております。総額で250万7,000円余りでございます。以上でございます。

(自席より発言する者あり)

失礼いたしました。自治宝くじ助成ということで10分10、上限が250万円ということでございます。

○議長(杉本和彰君)

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長(樋口哲男君) 予算書の6ページの地方債のところでの学校の空調設備の件でございますけれども、8月の終わりでは遅いということで、豊後議員の一般質問でもお答えしましたけれども、一応工期は8月の下旬となっておりますけれども、夏休みのほうが7月21日から始まります。特に今年はスーパー猛暑とも言われておりますので、7月20日をめどに業者とは打ち合わせて、現在も工事もやっているところでございます。以上です。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 上原真二君

○総務課長(上原真二君) まず杉村議員の6ページの各起債の目的が書かれてございますけれども、どのような種類の起債を活用するのかというような御質問にお答えいたします。

公共施設の除却事業につきましては合併特例債、それと学校空調の新設事業につきましても、合併特例債を活用予定しております。それと子ども医療助成、それと、その下の出生祝い金支給事業につきましては、過疎債のソフト事業ということで、町に枠がきますので、それで対応をしたいというふうに考えております。

それと、合併特例債の起債の性質といいますか、これにつきましては、今、当然のごとく合併をした市町村に対しまして枠がございます。今現在これまで学校関係の行事等々を主に使用いたしまして、あと枠が35億から36億程度だったと思います。申し訳ございません。正確にはわかりませんが、その程度でございました。この合併特例債につきましては、対象事業費の95%を借ることができます、特例債ですね、起債に充てることができまして、そのうちの70%が交付税の基準財政需要額の中に算入されるというような性格の起債でございます。以上でございます。

○議長(杉本和彰君)

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) 合併特例債は10年過ぎまして、延長になっております。こういうことは、合併したメリットですので、仕事第一、やっぱりするべきときは、合併特例債でも使って起債を起こしてもらいたい。

それから、エアコンについては、私は何回も申し上げますが、1年、2年のエアコン設置の提案があったわけですが、私は何にも反対はせんわけです。いいことはせにゃんけんて、これは全

部しなっせて、全協の時に言いました。ここらへんを、ひとつお酌み取りをいただきたいということで申し上げておきます。

何でも反対ばかりしおるばいと思われると、大変迷惑ですので、いいことはどんどんやってもらいたい。金を使うときは使って、町民サービスのためには、そういう優遇措置あたりを10年過ぎましたので、なるべく早く、こういう活用をしていただきたいと思います。

それから、久米野関係につきましては、ただ説明では久米野地区ということでございましたので、多分公民館だろうと思っておりました。そういうことで、やっぱり公民館ということで、これは町民サービスの面から10分の10の予算補助がありますなら、ぜひ活用していただいて、この件については賛成でございますので、これをよその部落あたりにも広げていただきたいと思います。私は3点につきまして、質問しました。終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池です。まず最初13ページの2目の高齢者福祉費ということで、老人ホームに対しまして2,225万9,000円、トータルで4,793万2,000円の一般財源が投入されるわけでございます。当初予算の中で、人件費の施設長の分が入ってなかったのも、その分が主な原因だろうとは思っていますけれども、今後、施設長としてですね、どのような、この一般財源に対する考え方、そして今後どのように対応されるのかをお聞きしたいと思います。

それと、14ページの5目、果実園芸振興費の中ですね、攻めの園芸生産対策事業として164万9,000円、そして産地パワーアップ事業補助金、ハウスかなと思いますけれども、その2,602万5,000円の内訳と、何件とかですね。それとまた、9目土地改良事業費といたしまして、もろもろ132万9,000円から405万あります。その内訳等ですね。

それと特定財源の中で256万1,000円とありますけれども、それは、どこからの補助なのか。それとですね、ちょっと3回ですので、いっぺんに聞きたいので、ちょっと多岐にわたりますけれども、しっかりひかえていただいて答弁いただきたいと思います。

それと15ページの2目商工業振興費の中の貸付金の内容と、それと、その他として特定財源がありますけれども、1,000万という根拠、どこからきたのかということをお聞きしたいと思います。

それと次の16ページ、1目の公共下水道費の338万円が一般財源から繰り入れするわけでございますけれども、事業費が7,942万4,000円に対しまして、今回で5,451万円となるわけでございます。それについてのですね、基準外の繰入金金が幾らなのか、調べてないですか。今後ですね、下水道にしても上下水道にしてもですよ、どのような建設課長としてですね、今回、初めての議場の場ということでですね、今後どういうことを念頭に置きながら、基準外繰り入れに対する思いはどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

ちょっと範囲が分かれていますけれども、1人ずつ順番に答えていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長（樋口幸広君） では、それではですね、蒲池議員のまず1点目の質問にお答えさせていただきます。

繰出金ということで、2,225万9,000円という形で、トータルで4,700万という形で繰り入れている状況について、いかがかという部分と、今後どのような改善をするかというふうな内容だったかと思います。

一応、今回の29年度当初と、今回の補正につきましては、人件費の部分、私、それと再任用の管理栄養士、それと任用付きの介護士2名という形で、人件費のみの補正という形で一般会計から繰り入れている状況になっております。このことにつきましてはですね、当然大事な税金からの一般財源を、この特老の特別会計にいただくということについては申し訳ないということで、経営改善に向けての取り組みにつきましてもですね、私なりに考えておるところでございます。

まず1点目が、歳入面のほうから説明をいたしますけれども、今まではですね、入所判定会議で決定した対象者については、名簿というのがきくすい荘のほうでございましたけれども、昨年度のように、死亡される方が多いときは、入所までに訪問調査など準備が追いつかなく、入所までに日数がかかることがありました。現在は、4月からはですね、入所判定会議で決定した対象者につきましては、調査を終えて順番を付けた名簿に変更をしております、空きが生じた場合は、速やかに入所ができるような形の環境を整えております。

あとショートステイのほうですけれども、平成27年度で稼働率は40%ということで、稼働率が低い現状がっております。この部分につきましてもですね、本年度4月からショートステイの送迎につきましては、日曜日、職員で対応できるような形で改善というか、環境整備を整えまして、ショートステイが家族の方に負担がないような形で利用できるような形に変えております。

デイサービスにつきましてもですね、稼働率のほうは60.3%という形で、ちょっと低い状況でございます。現在デイサービスにつきましては、町内にも新たな事業所も開設の予定となっております、競争も激しくなってくるということが考えられておりますので、現在デイサービスのほうのメニューのほうもですね、ちょっと変えるような形で相談員のほうと検討をやっているような状況でございます。

あと歳出面につきましても、きくすい荘の場合は、人件費率が平成27年度で80%を超えているというふうな状況になっておりますので、この人件費につきましてもですね、再任用等を活用しながら、できるだけ抑えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 蒲池議員の御質問にお答えいたします。まずは、5目の果樹園芸振興費です。2項目ございまして、まず、攻めの園芸生産対策事業でございますが、これは熊本県単独補助事業でございます。年度始めに県のほうより募集の調査がございまして、周知を図ったところ、今回、和水町みかん生産研究会より申し込みがございました。これにより導入するものでございます。

事業の目的といたしましては、作業時間等のコストの低減を図り、所得のアップを図るという

ことでございます。今回の事業は、樹木の粉砕機、剪定枝の粉砕機とコンテナ洗浄機、この二つを導入するもので、補助の補助率のほうは3分の1以内となっております。

続きまして、産地パワーアップ事業ですが、これも補助金でございます。こちらにつきましては、国の補助金になります。産地パワーアップ事業につきましては、地域の営農戦略に基づいて高収益化に向けた取り組みを総合的に支援するという事業でございます。高性能農業機械のリースや集出荷施設等の再編整備、改植という形の経費を支援する事業でございます。支援の対象となるものは担い手となります。担い手がいる、行う農業者及び農業者団体ということで、国の補助率が2分の1以内となります。

今回の事業に対しましては、低コスト耐候性ハウス、これを2棟でございます。受益者のほうも2名になります。

続きまして、9目の土地改良事業費でございます。まずは、13の委託料537万9,000円につきまして御説明を申し上げます。

農業農村整備事業、今回、農業農村整備事業を各方面、関係各位の御尽力によりまして、採択をいただきましたので、今回測量設計及び事業という形で進めさせていただいております。測量設計委託につきましては、まず菊水地区が2地区、三加和地区が1地区になっております。おもおも菊水地区のほうは竈門地区になります。こちらはポンプの更新になります。揚水ポンプの更新になります。

それから、江田地区になりますが、江田地区は堰体の改修となります。三加和地区は、板楠地区のため池の改修というような形になっております。今、申しあげました3地区の委託料が合計で537万9,000円というふうな形になります。

それに基づきまして、15目工事請負費、同じく、今申しあげました3地区の工事請負費を今回計上しております。

先ほど申しあげました3地区の重なりますが、竈門地区におきましては、揚水ポンプの更新というような形で、毎分2.5トンのポンプを据える予定でございます。江田、小原下堰体につきましては、自動転倒堰の堰体ゲートの改修でございます。

板楠につきましては、有山地区にございますため池の、現在、堅樋で取水をされております。それを斜樋に変更すると、一部堤体のほうを改修するというのが主な工事になるかと思えます。

それから、歳入のほうの分担金のほうですかね、256万1,000円ですかね、これは今申しあげました団体営の土地改良事業、農業農村整備事業の中で国の補助が55%、県の補助が15%、町が20%で、受益者の負担金としまして10%ということで256万1,000円を計上しているところでございます。以上になります。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 予算書の15ページの7款1項2目商工業振興費の貸付金について御説明を申し上げます。

この貸付金は、町内の雇用環境の改善及び雇用の創出を図るため、和水町地域雇用創造協議会

を設置いたしておりますが、その協議会が、この7月から実践型地域雇用創造事業を行うための資金として貸し付けるものでございます。

この貸し付けにあたりましては、予算を承認いただきますならば、あとに貸付要項を町のほうで制定いたしまして、要項案といたしましては、利子は無利子、そして国からの委託金が、入金を確認されましたならば、速やかに償還をしていただくということで考えております。

この1,000万につきましては、歳入のほうで特定財源として、9ページになりますけれども、20款3項1目貸付金元利収入といたしまして、1,000万円を計上して、その他で計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） 申し訳ありません、しばらく休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 蒲池議員の御質問にお答えいたします。今回の一般会計のほうです、ね、繰入金を338万円計上しております。こちらのほうは、今回の下水道事業会計のほうを補正をしております修繕費と、あと計画の更新ということで、その分、不足する分を一般会計のほうから繰り入れということになっております。

下水道事業のほうは、現在1,100名ほどの人口ございまして、この方たちのですね、適正な水処理ということで事業を推進しておりますけれども、どうしても下水道事業の円滑な運営を図っていくため、また公衆衛生の保全ということでですね、この事業をやっていくためには、どうしても一般会計からの繰入金というのが必要になってございます。

公債費のほうですね、いろいろこれまで管の布設工事について借り入れしているわけですが、この基準内、基準外というのは、すみません、後ほど調べてお答えいたしますけれども、こちらのほとんどを今回は公債費が4,000万、繰入金が5,400万になりますけれども、約4,000万ほどは公債費のほうの返還に充てられているということでございます。

これからもですね、この下水道事業につきましては、地域住民の方の適正な公衆衛生の向上ということで、引き続き事業を継続していかなければなりませんので、そのへんの御理解のほどをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） すみません、1回質問しとるけんが、質問せんとおかしがごつして、あのですね、今、多岐にわたって回答をいただきました。特老に関しましては、4月からは早く入れられるようにされるということですけど、これはどれぐらいの短期になるのかということとですね。産地パワーアップに関しましては、現行、今まで3名、3戸以上ということが、多分国の

基準がありましたけれども、これは2戸ですけれども、これが、どこの課で3戸になっているのか、2戸でも大丈夫だったのかということですよ。

下水道に関しましても、上下水道両方ですけど、基準外繰り入れ、確かに環境は守っていかなければいけませんけれども、基準外繰り入れに関する公平性というところでですね、しっかりと、このへんは受託者が負担するのか、今は自治体がですね、周りの自治体と比べて、うちの自治体が高くはないということで1回も答弁いただけてますけれども、やっぱりそこらへんもですね、どうしたら、これが健全な経営になるのかをしっかりと考えていただきたいなと思いますので、ちょっと早めに答弁いただきたいと思います。簡潔でよろしいです。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長（樋口幸広君） 4月からの入所の対応で、どのくらい早くなるかということですが、去年がですね、亡くなられた方が34名という形で、月に2名から3名という形であって、かかる時は1カ月ぐらいかかっておりましたけれども、現在はですね、実を言うと先週の土曜日に1名亡くなられておりますけれども、そのかわりにつきまして、もう来週月曜日には入所という形で家族と本人さんと、うちの施設のほうで打ち合わせが終わっているというふうな状況になっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 産地パワーアップ事業につきましては、その品目をですね、一産地として認めればいいもので、産地単位で取り込むということです。和水の農業再生協議会のほうで決めた産地、トマトもしかり、なすもしかり、いちごもスイカも、そういう、ほぼほぼ全体の野菜とか、そういうのは和水でつくられているのは全部産地として認められております。

その産地として対象を受けますので、その受ける手を挙げた、その産地の中から手を挙げたものが3名以下であっても大丈夫だというふうな項目がございますので、一産地としてお受けをしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 失礼いたします。先ほど杉村議員の御質問の中で、合併特例債の枠はというような御質問の中で、35億程度と、あまりにも漠然とした数字を申し上げました。正確な数字といたしまして、今現在借入限度額33億7,000万円でございます。失礼いたしました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第26号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この老人ホーム関係は、今蒲池議員から2,200万の質問がありました。

それから、私は、この数字的質問ではなくて、今後老人ホーム経営をどのようにされるのか、運営委員会でも十分審議をしております。何か質問がちょっとそんなかというようなことがあるかもしれませんが、そういう関連で質問いたします。

運営審議会の答申を町長は、どのように受け止めて、ちょっと出るかもしれなくて、今、断ってから今言いよるわけたい。断ってから。本当はわかっておりますよ、数字的なことをここ上っとるけん、それでせなんかもしれんばってん。なら2,200万でよかですたい。この2,200万は大変運営が厳しい状況ということは十分認識しております。それにからめて言いたいわけですが、議長が止めなはるけん、それは控えますが、これはまた今日、懇親会の席でも十分私は町長と話したいと思います。

また別な機会にでも町長室にお邪魔をして、老人ホームの大きな問題です。もう言うとならふうになりますので、ここでは止めます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第27号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第28号「平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号、平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 同意第2号 和水町固定資産評価員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、同意第2号「和水町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同意第2号につきまして、提案の御説明を申し上げます。

同意第2号、和水町固定資産評価員の選任について。

和水町固定資産評価員に、次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

同意の対象者が、住所は、和水町前原79番地1、氏名が石原康司でございます。

生年月日、昭和38年7月11日生まれでございます。

提案の理由でございます。固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

議員の皆様方、よく御承知のように税務住民課長が歴代、この評価員の任にあたっております。本年4月人事異動に伴いまして、石原康司氏が新しい税務住民課長となっております。

よって、御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号、和水町固定資産評価員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

日程第12 報告第1号 平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、報告第1号「平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 報告第1号、平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成28年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

次のページをごらんください。事業名と、その内容について御説明をいたします。上のほうか

ら順次、説明申し上げます。

まず、総務管理費の地方創生拠点整備事業でございます。

理由といたしましては、国からの交付が、平成29年2月24日付けであったことによる繰越事業でございます。

旧春富小学校トイレ改修事業、歳出予算額700万円、平成29年度に全額繰り越しを行っております。

続きまして、同じく総務管理費、廃校跡地造成事業でございます。

熊本地震の影響で解体作業が遅れたため、舗装工事の着手が遅れたことによるものでございます。これは緑小学校のプールの除却にからむものでございます。歳出予算836万5,000円、平成29年度に全額繰り越すものでございます。

続きまして、同じく総務管理費、庁用自動車購入事業。

理由といたしまして、発注段階で在庫がなく、受注生産車両となったことから、年度内の納車ができなくなったことにより繰り越すものでございます。歳出予算額96万3,000円、全額繰り越すものでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業でございます。

理由といたしまして、マイナンバーカードを発行した枚数に対して、町が国の交付金を受け、その金額をそのまま町がマイナンバー発行関連機関に支払うこととなっております。国が翌年度の財源として繰り越したために、町も繰越事業となったものでございます。歳出予算額83万8,000円、全額29年度に繰り越すものでございます。

続きまして、児童福祉費、保育所等整備交付金事業でございます。

春富保育園の工事が遅れたことによる繰越事業でございます。春富保育園建設に係る補助金でございます。歳出予算1億1,257万円、29年度に全額繰り越すものでございます。

続きまして、児童福祉費、次世代育成支援事業でございます。エアコン本体に係る国・県の補助金の交付決定が、平成29年3月28日であったことにより、これに伴う工事を繰り越すものでございます。

学童保育のための中央小学校エアコン設置の工事費でございます。歳出予算額は、83万2,000円、全額繰り越します。

続きまして、農業費の団体営圃場整備事業でございます。国が年度内の要項を改正したために受益者負担の説明会を再度行い、同意を得なければならなかったことが原因でございます。そのため、進捗が遅れたものでございます。圃場整備の暗渠排水事業でございます。歳出予算額4,421万1,000円、全額繰り越すものでございます。

続きまして、林業費の単県治山事業、熊本地震により請負業者の確保が困難となったことによる繰り越しでございます。歳出予算額543万9,000円、29年度への繰越額336万9,000円でございます。

続きまして、商工費、道の駅地方創生拠点化整備事業、国からの交付が、平成29年2月24日付けであったことにより繰り越すものでございます。カヌー館の改修事業でございます。歳出予算

額1,510万2,000円、全額29年度に繰り越しいたします。

続きまして、道路橋りょう費、内田吹野線整備事業でございます。

理由といたしましては、国の社会資本整備総合交付金の追加交付を受け繰り越した事業でございます。歳出予算額3,155万円、翌年度への繰越額631万8,000円でございます。

続きまして、道路橋りょう費、江田高野線整備事業でございます。これも同様、国の社会資本整備総合交付金の追加交付を受け繰り越した事業でございます。歳出予算額1億1,255万円、翌年度繰越額1,737万円でございます。

続きまして、道路橋りょう費、西光寺中林線整備事業でございます。熊本地震の影響で資材、労務費不足等により、繰り越した事業でございます。歳出予算額6,170万円、翌年度繰越額2,536万4,000円でございます。河川費、内田地区災害関連がけ崩れ対策事業でございます。

理由といたしましては、熊本地震の影響とあわせて、国の災害関連緊急砂防等事業に係る国庫補助事業の決定が、平成29年1月25日付けであったためでございます。歳出予算額4,536万円、翌年度繰越額4,500万円でございます。

続きまして、教育総務費、学校耐震改修事業でございます。緊急を要する事業として、平成29年2月の臨時議会で承認された事業に着手したものでございます。歳出予算額1億1,668万円、翌年度に全額繰り越すものでございます。

続きまして、中学校費、三加和中学校校舎改修事業でございます。

理由といたしましては、熊本地震の影響で業者の確保が困難となったため繰り越した事業でございます。三加和中学校の爆裂等の補修工事等でございます。歳出予算額1,889万2,000円、翌年度繰越額1,831万5,000円でございます。

続きまして、社会教育費、地方創生拠点整備事業でございます。国からの交付が平成29年2月24日付けであったことにより繰り越しを行うものでございます。旧春富小学校改修事業、3D投影等特殊整備事業でございます。歳出予算額2,160万円、翌年度に全額繰り越すものでございます。

続きまして、社会教育費、放課後児童対策事業、繰越理由、国からの交付が平成29年3月28日付けであったことにより繰り越しいたします。エアコン等々の備品購入事業でございます。歳出予算額213万8,000円、翌年度に全額繰り越すものでございます。

以下、災害復旧費関連事業が4事業ございます。

理由といたしましては、いずれも熊本地震の影響によるものでございます。まず、単県治山事業150万円を全額繰り越します。その下、熊本県民有林作業道災害復旧事業500万円を全額繰り越します。その下、農地等災害復旧事業7,313万円のうち、5,408万1,000円を繰り越しいたします。その下、公共土木施設災害復旧事業1億5,580万円のうち、1億2,334万6,000円を繰り越すものでございます。

以上で、報告第1号、平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、平成28年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第13 報告第2号 平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(杉本和彰君) 日程第13、報告第2号「平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長(中嶋光浩君) 報告第2号、和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度和水町簡易水道事業会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

次のページをごらんください。

平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書。

総務費、施設管理費、基幹的排水施設整備事業、事業金額1億1,150万円、翌年度繰越額3,490万1,000円、財源内訳は計算書のとおりでございます。

繰越理由は、平成29年3月2日付けで、国から追加の交付決定を受け、翌年度に繰り越したものです。内訳として、簡易水道排水設備及び配管工事、県道玉名山鹿線、町道中路江光寺線の排水管布設及び町道中路立石線の排水管布設替工事でございます。

以上で報告第2号、平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。以上です。

○議長(杉本和彰君) 本案について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、平成28年度和水町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第14 報告第3号 平成28年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について

○議長(杉本和彰君) 日程第14、報告第3号「平成28年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について」を議題とします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、株式会社 菊水ロマン館の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告にかえさせていただきます。

日程第15 陳情等の常任委員長報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員長に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 建設経済常任委員長の豊後でございます。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について、報告をいたします。

なお、審査につきましては、6月14日、中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第67号、高速道路[南関49]位置における雨水排水被害処置に関する請願書の審査結果は採択です。

受付番号第78号、熊本地震及び豪雨災害に伴う復旧・復興事業の住民負担金軽減を求める請願書の審査結果は採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第67号、高速道路[南関49]位置における雨水排水被害処置に関する請願書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 質問をいたします。この件については、私は別紙が付いているものと思って1回申し上げましたが、プライバシーの関係があるということで、それは致し方ないと思いますが、この陳情書については、大変ちょっと、聞いてみますと複雑な要素があるようでございますので、慎重になるべく、被害が出ているというようなことでございますので、早急なる結論を経済委員長のほうには、ぜひ望んでおきます。委員長の回答をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後です。ただいま杉村議員のほうから、この件につきまして、十分なる御配慮の中で推し進めてくれということで、今、理解をしたところです。

この陳情につきましては、私ども建設経済常任委員4名と、地元の区長さん、それから紹介議員の2名の議員さんともども、現場の確認をいたしました。非常に高速道路の関係で、非常に難しい部分もございまして、これは町が管理をするという部分でございました。

一応、高速道路関係のほうにもですね、それなりの陳情をしながら、先へ進めたいというふうに思いますので、建設課ともども、より良い方向を目指して頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

受付番号第67号、高速道路[南関49]位置における雨水排水被害処置に関する請願書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、受付番号第67号は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

受付番号第78号、熊本地震及び豪雨災害に伴う復旧・復興事業の住民負担金軽減を求める請願書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

受付番号第78号、熊本地震及び豪雨災害に伴う復旧・復興事業の住民負担金軽減を求める請願書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、受付番号第78号は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第16 閉会中の継続審査について

○議長(杉本和彰君) 日程第16、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長から委員会における審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17 閉会中の継続調査について（各委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（杉本和彰君） 池田議員の質問に対し、答弁漏れがありました。

執行部の答弁を許可します。

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 池田議員の議案第25号の和水町一般会計補正予算につきましての御質問に対しまして、答弁漏れがございましたので、御説明申し上げます。

旧緒方家住宅の土間改修及びグレーチング柵の設置につきましては、平成25年度に行っておりまして、決裁権者は町長でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時46分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。ただいま町長から議案第29号「和水町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。議案第29号を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議案第29号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第2、議案第29号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 追加日程第2についての御提案を申し上げます。

議案第29号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてということでございます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月16日提出、和水町長福原秀治でございます。

条例の中身でございますけれども、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6、平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間、町長及び教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長については、その額の100分の30を、教育長については、その額の100分の20を、それぞれ減じた額とする。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の和水町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成29年7月1日から適用するというものでございます。

御提案申し上げる理由といたしましては、平成28年度和水町ふれあい会館天井改修工事において、町議会へ説明し、承認を得ておりました工事内容を大幅に変更することとなりました。

これについて、町議会への説明を怠り、理解を得ぬままに工事を進めた結果、町政及び町議会に混乱を来すこととなり、町長及び教育長としての道義的責任を果たしたい。これが、この条例を提出する理由でございます。

補足いたしますと、3月の定例議会、それから本定例議会におきまして、御議論をいただきました。ふれあい会館の天井改修工事につきましては、多くの御叱咤と、それから疑問を投げ掛けていただきましたけれども、一にも二にも当初、議会に説明しておりました工事内容、それから実際の工事内容、これが相違した時点におきましてですね、議会への報告を怠っておった。これが大きな原因でございます。おわび申し上げますとともに提案理由のとおり道義として、大きな責任を感じております。よって、本議案を提出させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） これは討論でもよかつたろうかと思っておりますけれども、まずもって、確かに町長の道義的責任をもって、今日提出されるということも一つの道かもしれません。この定例会の中で、一般質問の中でも、そういう答弁もございました。

しかしながら、今日また緊急質問の中でですね、やはり、この工事内容の検証とか、金額検証とか、そういうこともやっていくという答弁だったろうと思いますので、そういう結論が出ないままに、ただただ道義的責任だけで、これを提出される、それは道義的に提出されるということではですね、私も理解します。

しかしながら、私は、この第三者を入れた調査というよりも、私個人的には、これは議会が追及するものであって、議会で特別委員会をつくるなり、それは100条委員会ということも出ましたので、それもいいかもしれませんけれども、町長に対して、つくりなさいというよりも、議会自体で、自分たちで、自分たちでといたしますか調査するのが適当ではなかろうかと、私は思っております。ですので、この町長の提出に対しては、時期尚早であろうということで、一言、質問というよりも申し上げたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 3月定例会、6月定例会の一般質問において、このふれあい会館の天井の問題について取り上げられましたけれども、町長及び教育長にお尋ねします。

この問題意識に、あるいは心境に3月、6月と変化があったのか、もし、その問題意識の認識に変化があったとすれば、どのように変わったのか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 心境の変化といたしますか、本件につきましてはですね、経緯の中で、いろいろ御説明を申し上げてまいりました。

その中で、論点自身もですね、変遷してきたのじゃないかというふうに思います。どういうことかといいますと、少し前まではですね、工事の内容、安全性はどうなのかというような議論が主流でございました。また、執行部のほうも、それに焦点を絞りましたですね、御説明を申し上げてまいりました。

ところが、これはですね、最終的に議会に対する、あるいは町民の皆様に対する道義的な責任は、どこが一番大きいかということにつきましては、やはり変更の時点でですね、議会にしっかり報告なり、協議なりをいたしまして、その結論や御理解をいただくのが筋であった。そうしなくてはいけなかったという思いがございます。その時点で、そうしておればですね、おそらく皆さんの御意見もいただけたものと思います。それらを怠ってしまいましたことに対しましてですね、道義的責任というのは一にそういうことでございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 私といたしましては、まず6月に議会のほうで天井パネルの全面張り替えというような内容で予算をいただきました。それを執行していくのが私たちの仕事であろうと思っておりました。工事の途中、調査等を進める中で、やはり他の大きな原因が見つかったということで、そういうようなことを先にしなければならない、そのことが先に、やはり私には

あったと思います、その時点で。

しかも、それをこのような議会で議決をしていただいたことを私自身、もう一度立ち返り、そして、これに関して議会の議員の皆様方にも御相談、報告等もしながらすべきであったと、非常に深くその点に関して反省しているところでございます。

あわせて3月に議員の皆様方御指摘いただきましたけれども、安全なのかどうかと、あえてまたここで、私の考え方、捉え方、それから進め方について御質問等もいただきまして、やはり地域の皆様、住民、使用していただく方には、やはりきちんとした安全という、使えるという言葉もいただきたいという、そういうことで施工業者さん、それから設計業者さんに御説明いただいておりますけれども、やはりどうしても、その最も基本である予算をいただいた議会、議員の皆様方に相談するという基本的な基礎的なところ、そこがやはり抜けていたと。そのことに対しては大変、議会それから町民の皆様にも大変御迷惑をおかけした。そのことにつきましては、私たち反省しなければならないということで、道義的責任を強く感じて、その意味で今回出させていただきますところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番、森です。この問題はですね、今朝一番で蒲池議員のほうから緊急質問ということで出ました。

それから、3月に3名の同じ議員の立場でもって、一般質問がなされております。

私自身も3月の議会で一般質問がなされたときに、あれ、そういうことがあっているのかという、私自身は全然知らなくて、その時初めて知ったというような状況でした。

ただ、その後ですね、私なりに自分なりに調べて経過を眺めていると、行政の仕事というのは、こんなにのんびりしているのかなというですね、それはどうしてかと申しますと、いわゆるふれあい会館というのは、社会教育的にも、いわゆるバドミントンであるとか、あるいはバレーボールであるとか、スポーツ関係あたりの活動もする場所ですので、当然これは安心・安全の提供というのは、最大限必要になる場所でございます。

その問題の中で、3月の中で、ああいう質問があったということは当然執行部は、もう少し、これをどう議会に対して、どういうふうに説明をしながら自分たちはどういうふうに動いていけばいいのかという、やっぱりそのへんあたりの説明の仕方、あるいは進め方、議会に対しては、いわゆる全員協議会の中で説明をすれば、それでいいんじゃないかというような捉え方が教育委員会の中にもあったんじゃないのかなというふうに私は思っております。

ですから、そのへんの説得が十分であったならば、多分、今朝の蒲池議員の一番の緊急質問には至らなかったんじゃないのかなと、そこが不備なところがあったからこそ、彼はやっぱりああいう緊急質問をせざるを得なかったと。

そういう意味合いからですね、私自身もちょっと町長なり、あるいは教育長にお尋ねをいたしますけど、行政が、いわゆる安心・安全を住民に提供していくというのは、これは仕事をしていく上で一番基本的なことであることは、もう御存じのはずだと思います。当然これは、こういうや

つを、いわゆる、ちょっと疑念を招いたような工事であるとか、そういうやつは専門の方たちを入れていかないと、なかなか公平な形で明らかになっていかないということは、これは当然おわかりだと思います。

これは悲しい出来事でしたけれども、先の中学生の自死問題あたりでも、やっぱり最終的には弁護士さんたちを入れながら、あるいは大学の専門の先生たちを入れながら特別委員会をつくって明らかになっていったという経緯が、ついこの間あったわけですからですね、それと私は一緒だろうと思います。これが、たまたま工事の話であって、何で今日蒲池議員がああいう緊急質問を出されたかというのは、私は何かわかる気がします。

やっぱりですね、当初二千九百何十万かの予算だったと思います。それが最終的には2,600万の300万ばかり安くなったところで仕事をやりましたという、そういう形になっているわけですね。そこに何もなかったのかとか、あるいは何か変なことがあったんじゃないのかとか、やっぱりですね、知る人がそういう疑念を招くような話をされる方もおられます、はっきり言うて。ですからですね、やっぱりそういうことあたりをピシッと明らかにしていくためには、私はやっぱりそれなりの執行部をもって第三者委員会なり、なんなりを立ち上げるような形をもって、いわゆる一つの今回の工事の、公平にやりましたという、そういう結果を出されないと、それが先ではないんでしょうか。

道義的な責任をうんぬんということについては、これは一番最後の話であってですね、それがこういうふうな形で出てしまうと、なんか今度は肝心要の一番大事なところが明らかにできないまんま終わりはしないかなという、そのへんを私は危惧しております。そのへん、町長なり教育長なり、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今お話を伺う中ででもですね、やっぱり私が、これはもう本当に弁明のできない部分でございますけれども、議会への報告を怠ったということはですね、こういう大きな、森議員のおっしゃる疑義も含めてですね、混乱を招いた原因だというふうに受け止めております。

今後の調査につきましては、御意見を参考にさせていただきますして、先ほどの御質問のときにも申しあげましたように、対応をどう対応するかということで検討をしまいたいというふうに思っております。

そういう意味も含めまして、対応が遅れたという意味も含めまして、もっと早く、ちゃんと報告をしておればよかったというふうに考えるものでございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 住民の方々が使用する施設等におきましては、特に安全・安心であるということは、これは大前提であると私も思っております。と同時に、そのことを進める中で、やはり私たち執行部だけで事を進めてしまったと。やはり、より更に専門的な方々の意見を聞く

場を設けるなり、または議会の皆さん方にも御相談申し上げるとか、具体的な一つ一つ、やはり丁寧に踏まなかったというところが大きな課題だと私は思います。

そのことが私自身にも大きな、先ほど申し上げました基礎的、基本的な対応能力といいますか、そういうことを私に見直さなければいけない、更に勉強し直さなければいけないということを教えていただいたということで、このようなことで一日も早く、少なくとも早く、道義的責任をもって、おわびを申し上げたいという気持ちで、今後も進んでいきたいと思っているところでございます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 本来ならば道議というべきかも知れませんが、私も、今それぞれ3名の方々から御意見、質疑がありましたけれども、同様なんですよね。この条例改正、多分、明日かあさっての新聞等で住民の方も何割かの方は御承知されるかなと思います。それを見るとですね、このふれあい会館の件については、もう決着ついたのかと、誤解が生まれるんじゃないかと思うわけですよ。

だから、あまりにも道義的どうのこうのというのは、十分私も理解できますけれどもですね、この条例改正についての御提案は、まだ時期尚早じゃないかなと。結論も何も出てないのですね、ただ道義的責任、なら道義的以外は何をもって責任をとるのかという方向になるわけですよ。

だから、やはり真実は明らかにしていかなければいけないわけですから、十分調査、先ほど2番議員が言われましたけれども、もう3月の定例会からすると3カ月かかっているわけですよ。

そして、1回は工事が1月末に近い時期に完了して、竣工検査も終わって約1カ月間ぐらい余裕をもって3月1日だったと記憶しておりますけれども、一度はふれあい会館を開放されましたよね。そして、また今の状態に戻された日付までは、ちょっと記憶していませんけれども、我がこの議会一般質問の通告が2月27日、3月定例会が3月8日から開会されているわけですよ。その3月1日に開放されて、何日だったかわかりませんが、もし3月定例会の開会前に再度今の状態に閉鎖されたならば、どういう見解のもとにですね、1回開放したやつを再度閉じられたのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 3月の一般質問を受けまして、安心・安全への懸念をお持ちであるということで、その時点では、その説明の責任を果たしていかなくちゃいけないなという思いでございました。

については、そこまでは公開といいますか、公開というのが当たっているかどうか分かりませんが、については、差し控えたほうがよいなという判断をいたしましたところではございました。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 控えたほうが良いということはですよ、安全じゃないと思われる面が

出てきたということですよ。

そういう考えがないならば、たとえばですね、議会から一般質問等々があったとしてもですよ、開放しておくべきじゃないとですか、安全と思うならですよ。

それを閉鎖されてですね、閉鎖されることによって、ふれあい会館を使用されていた方々に、かなりの迷惑をかけているわけですよ。そういうことを考えるならば、一般質問から約3カ月、まだ結論を出していない。本当にお粗末すぎますよ。そして、ただただ今回この定例会において、条例の一部改正、道義的責任で、なんか笑い話としかとれませんよ。

早く真実を明らかにして、議会への説明責任を果たしてですね、その後でしょう。責任問題に考えるのは、過程の問題は、そっち置きにして責任だけを、それはあまりにも虫の良すぎる話ですよ。いかにも手心を加えてくださいと言わんばかりの方策じゃないですか。私にはそうとしかとれないわけですよ。すべきことはしてから責任をとるべきでしょう。私はそう思います。

だから、この議案第29号を撤回してほしいんですよ。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。ぼくが先によかですか。私が先にいいですか。13番議員、代わってよかですか。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時18分

（議長交代）

○副議長（高巢泰廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 杉本和彰君

○14番（杉本和彰君） 突然申し訳ありません。

先ほどの10番議員のを聞いてまして私も突然思ったんですが、申し訳なく思っております。

町長ですね、やっぱりこういう報酬カットに関してなんですが、町議会への説明を怠りとか、道義的責任とかじゃなくて、やはりトップとしてですね、和水町のトップとして、報酬カットは報酬カット。そのために、もう一つ大事なところがありますよね。だから、私はふれあい会館をこうします、ああしますという、それが一番町民にとっては大事なことだと思うんですよ。

この大事なところがですね、解決に向け努力するとか、意見を参考にしてとか、いろんなことを言われるけど、他人任せじゃなくて、人じゃなくて、町長として、町長、福原秀治として、私は、ふれあい会館をこうするんです、ああするんですよというのを言ってから提案すべきじゃないのかなというふうに思います。

教育長は、やはり中体連も間近です。いつもあそこはバドミントンの会場ですよ。菊水中だけじゃなか、三加和中学校だけじゃなか、多くの子どもたちが困るわけですよ。だけん、そこらへんも含めて、教育長にとってはわりと方向性はそんなに難しくないと思うんですよ。やはり減額する以上は、ただ減額しましたって、教育行政のトップと地方自治体のトップだけんですね。

まず、そこらへんを明確に言ってから、もう金額がどうのこうのじゃないと思う。本当に自分たちの力で解決するというぐらいのはまりというのがないとですね。そうすると職員だってついてくるじゃないですか。俺はこがんするて、そこらへんを私は言ってほしかっですよ。荒っぽい言い方ですが答弁をお願いします。

○副議長（高巢泰廣君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） よくわかりました。ふれあい会館につきましてはですね、いま一度、これは早急にやります。安全をもう一度確認いたしましてですね、供用に供してまいりたいと思います。

御理解をよろしくお願いいたします。

○副議長（高巢泰廣君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 杉本議員のほうから御指摘ございましたように、教育委員会としてどうかと、そして、教育長としてはどうなのかというようなことだったと思います。

先日、議員の皆さんからも御質問がありましたように教育委員会としては、これまで安全であろう、使っていいという業者さんの御説明もいただきましたので、一日も早く開放したいと思えますというふうに答弁したところだったと思います。教育委員会としては、一日も早く子どもたちに使っていただきたい。また、地域の方々にも使っていただきたいと、そういう願いで思っているところがございます。そのように対応していきたいと思っております。

○副議長（高巢泰廣君）

14番 杉本和彰君

○14番（杉本和彰君） これを最後とします。

教育長のほうからは、町民等に開放するという表現がございましたので、あとは町長が、安全を確認とか、一度開けとったわけですから、閉めたということに対して、ちょっと疑問があるわけですね。

担当職員さんが、きちんと入札の後、きちんとされて仕事をして開けられてるんですから、変に心配、そういうことを言うからかえって不安になるんじゃないのかなというような気がずっとですよ。安全に、今教育長が言われたように、安心・安全でいいじゃないですかという気持ちもあります。そのほうが社会教育課職員だって安心じゃないですか、職員が。教育長もそのほうが安心だと思う。再度お伺いいたします。

かといって、先ほど蒲池議員が言われた第三者うんぬんとか、それはそれ、でもトップとしてですね、さっきも言いましたけど、トップが報酬をカットすると言うた以上は、それで提案した以上は、和水町のここを僕はこうする、私はああするという結論めいたことを言わんで、ただ報酬、それは半分逃げみたいな気がするわけですよ。そこらへんは、やっぱりトップとして責任、自信を持って、和水町のトップとしてですね、これだけすばらしい課長さんがいらっしゃいます。この人たちがついてるじゃないですか、自信を持って決断すべきだと私は思います。

答弁をお願いします。

○副議長（高巢泰廣君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そういう御理解をいただきまして、ありがとうございます。

教育長も申し上げましたように、教育長と話しているときは、いつもそうなんですけれども、供用させていただきたいというふうに思います。

○副議長（高巢泰廣君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時25分

再開 午後 3 時26分

（議長交代）

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今回の定例会で、私はだいぶ質問をしましたが、どうしてもやっぱり、この件については、質問をしなければ幕は収まらないという思いで質問をいたします。

町長に対しまして、このふれあい天井のことにつきましては、3月議会で3名の議員の方が一般質問で出されました。それまで私たちは何のことば言いよつとだろうかと、そういう思いがしておりました。それからいろいろ勉強をしてみますと、確かに設計を変更して、違う業者に渡したとか、そういう話を聞きますと、これはやっぱり問題になるのが本当かなと思っております。

それから、3月議会が終わりまして、4、5、6、3回全協でも説明が、要望しましてありますが、なかなか説明が板に付いていない、設計業者の方を呼んでも、入り口で帰らなっせというぐらいのことで、本当に説明がついていない。そこらへんが問題があるかと思えます。

それから、この提案理由の説明ですが、ふれあい会館の天井のことですが、私は、この提案理由についても、まだ他にもあります。10番議員が、この前のとき、民家村の件で、しつこく、しつこくと言うと失礼になりますので、強く民家村の陳情があったことについて質問がありました。何で我が町は、このように民家村の件についても、話し合いで、町長はこぎゃん署名が1,000人も出る前に、池田議員が言われるように何で話がつかんだったのか、非常に残念です。

そういうことで、この提案理由についても、そこらへんも私は含めてもらいたい。そして、今ほどありましたように、今日の議会で30%、20%で決着ということは、私たちも望んでおりません。一応やっぱりこれは、私は撤回をされて、そして、第三者委員会もつくと名言をされたので、そこらへんの結論がついてからのことだと思います。

それから、教育長にお尋ねしますが、このふれあい会館がもう修理をして、竣工検査もして、もう地震から1年過ぎております。これを竣工検査をしたら、2,600万かけて修理をしているわけですので、もうこれは安全ということはおわかつらんならでけんはずですので、一日も早くし

ますしますということで、なかなか開館がしない、そういう体たらくでは、やっぱり町民の信頼は得られんと思います。このへんもはっきりしてもらいたい。

それから教育長は、今日は20%減俸の提案のようでございますが、教育長自身としては、まだ大きな決断をされておられると思いますが、そこらへんについて、はっきりここで答弁をしていただきたい。このように思います。

この件については、先ほどからありますように、本当に住民監査も出るかもしれない。そこらへんの結論も出て、そのあとに町長は提案をされたほうがいいんじゃないかと。こういう質問をするのは、本当に私は町長、教育長に対して個人的恨みも何もございませんので、やっぱりここらへんを迅速にされんのがいいかん。この提案について、前日まで判断をされるというようなことのようにございますので、まだまだやっぱり十分、何名かの方がおっしゃいましたように、この件については、私は撤回されんならば反対をしたいと、このように思っております。

教育長には、今言いました教育長の決断について、本当に教育長の腹をお聞きしたいと思えます。

答弁次第では、また質問をします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 実は、このふれあい会館の内容で設計変更と、それから施工の変更伺いがまいて、その時点で、先ほど申し上げましたように、十分な私自身が審査をしなかったと。同時に、そういう相談等も行わないまま、よかろうということで、こういう内容でできるのであればよかろうということで決裁をしたところでございます。

そういうようなところが1月過ぎ、そして竣工検査も行われ、課員はもちろんのこと設計施工業者とも立ち会いのもとに竣工検査も行われ、これでよしということでいただきましたので、これで使えるだろうということで、3月にふれあい会館を再開したということでございます。

しかしながら、地域の皆様や議員の皆様の中から「安全性はどうなっているのか」と直接私のほうにお電話もいただきました。その折には、このような経緯でやってきておりますけれども、「それで本当に安全か」というようなお尋ねが何度となくいただきました。そういうこととあわせて3月の議会にもお尋ねがございました。

そういうことで、私のほうでは、このようにしてきておりますけれども、どうしても再度専門の、より知識のある、技術のある方に見ていただくなり、御意見をいただいて、そして、再度ふれあい会館の開館については、検討させていただきますという、そのような旨の答弁をさせていただいたと思います。

と同時に、結論出ないまま5月に入ってまいりましたので、もうしなきゃならないというようなことで、5月8日、再度業者にも来ていただきました。そして、これなら以前よりも、ネジあたりの緩み、いろんなダクト等のずれも補修をしたので、これで大丈夫ですよと、使って大丈夫ですよというお話もいただきましたので、私はそこで、これでいこうということで、ここまできただくならふれあい会館を地域の方、子どもたち、いろんな方に開放しようというようなことで、

私は心に思っ、しかしながら、今回の件でも、まだ安全性は、そのことはどうなんだというような御意見もいただきましたので、先ほど蒲池議員からもありましたが、もう1回しっかり調べて、それはそれといたしましてもですね、していきたいと。

ただ、しかし、その途中で、やはり私自身が安易に決裁をしてしまったということ、そのことについては、おわび申し上げなければいけないというようなことで、どういうふうな責任のとり方がいいのか、いろんな議員さん方にもお尋ねをいたしました。、どういうことがいいのか、そのこともお尋ねをいたしました。そういうような状況でございますので、本日の条例改正ということで、御提案させていただいたということです。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私はですね、町長は30%の2カ月、教育長は20%と提案があつておりますが、なんかまだ大きい決断をするというような話があつたような、ちょっとニュースがきたもんだから、そこらへんはどういうことだったろうかということをお尋ねしましたが、答弁がまだありません。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 大きい判断というんですか、そういうような具体的なことについては、控えさせていただきたいと思ひます。

しかし、この責任は大きいということだけは、私自身考えております。しかも、今後更に生かしていかなければいけないという、そういうのは思つてございます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長等による給与及び旅費に関する条例の一部改正についてをお尋ねさせていただきますけれども、今回、100分の30、100分の20、これは僕は、妥当だろうと思ひますけれども、期間がたった2カ月。これで今までにわかつたことへの町長としての責任、こんな軽いんですかね。お答えいただきたい。3回だけですね。

それとですね、町議会の説明し、了承を得ていた工事内容を「大幅」、先ほども言ひましたけれども、これ「大幅」じゃなくて、ほとんど違ふじゃないですか、それを大幅つて思ひますか。

私はですね、基本的に「大幅」を削除していただいて、「変更することになつた」というぐらいの工事の内容に変わつて思ひます。

それと「怠り」、怠りですね、これ道義的な責任なんではないでしょうか、町長としての責任でしょう、これどう考えても。お答えいただきたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず2カ月ということですね。これは自分の意思を表現するということで、2カ月という期間を取らせていただいたところでございます。

それから、大幅な変更ということにつきましては、これはやはり天井を一部、ここだけではどうしてもとかないかんなどということで、一部にはなりましたけれども、天井の改修をしております。それから、まわりぶちといいますかね、部分についても老朽化したところ、あるいは落ちたところについては、しっかりと目詰めもしてございます。

それから、つり天井を補強するための工事も報告書に出ておりますように、やっております。したがって、天井を強化するという意味では、大幅な工法の変更、様式の変更というふうにとらまえております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長の報酬が80万といたしまして、3割ということですね、1カ月24万。たった48万、50万以下、これが町長としての今までにわかったことに対する責任なんですか。たったこれぐらいが、たったこれだけなんですか。ぜんぜん違う工事になってるじゃないですか。

つり天井の改修工事が主な事業内容じゃないんですか、我々への説明はそうじゃないですか。つり天井の軽量ボードへの改修工事が主な事業であるのにもかかわらず、それがなっていないじゃないですか。たったこれぐらいですか、責任で。だから、こういう事案が出てきたにもかかわらず、次期の町長選挙に立候補できるという、あなた自身が、町長自身がですね、やっぱり軽く見てるんですよ、町民を、議会を。だから、次期の町長選挙にも、本来であるなら、こういうことが片づいてこそ、町長に立候補させていただきたいというところが僕が本来じゃないかなと思うんですよ。軽すぎです。議会を軽視している、町民の皆さん方も軽視してるんですよ。たったこれだけなんですか、この大問題を、ゆゆしき事態ですよ、これ。

どのように思われますか、今の私からの質問ですけれども、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 心して拝聴いたしました。以上です。

○3番（蒲池恭一君） もういいです。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 1番議員の生山です。議案第29号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

ふれあい会館のつり天井改修工事についての問題に対して、町長及び教育長の給与の減額が本日提案されましたが、この問題は、先の3月定例会の一般質問において問題提起がなされてから3カ月余りが経ちました。

いまだに明らかになっていない部分があることから、また、その責任を感じられておられることから、給与の減額という形をとられるという意味は理解できます。

しかしながら、この問題について、私が最も危惧することは、このようなことが二度とあってはならないということ。いや、このようなことが二度も起きてしまっているということから、その二度も起きているという、もう一つは、町道真弓線の側溝設置の設計変更の件です。これもまだ解決したとは思っておりません。

よって、それぞれ個別の対処をするのではなく、抜本的な対策を示していただくことが大変重要であり、行政のトップとしてすべき行動は誠意をもった謝罪、反省が全てではなく、それよりも何よりも町民に対しても、議会に対しても、いつ、どこで、誰が、何を、どうしたのか。そして、なぜ、幾らで、までも含めた丁寧な説明が求められると考えます。

減給等により、早期解決を図るのではなく、あえて申します。9月は決算でもありますので、それまで、切れ目なく、十分すぎるほどの議論をお互いに重ねて、しっかりと今後の再発防止に向けて全力を尽くしていただきたいとの思いから、私は、そちらが最優先課題であると思いますので、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の意を表明しまして、反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立少数です。ゼロです。したがって、議案第29号は、否決されました。

○議長（杉本和彰君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第2回和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員